

第2次笠岡市障害者福祉計画

(平成18年度～23年度)

笠 岡 市

はじめに

本市では、平成14年度を初年度とし、平成21年度を目標年度とする第5次笠岡市振興計画を策定し、目指すべき都市像である『みんなで築く生活元気都市』実現に向けて、笠岡市の特性を活かしながら、住んでよかったと思える魅力的なまちづくりに努力を重ねてまいりました。

この振興計画に掲げてあります「人にやさしい安心づくり」を重点施策として、障害者等の方々が健康で、人々とふれあいながら生きがいを持って暮らせる福祉施策を積極的に取り組んでいるところです。

この「人にやさしい安心づくり」の趣旨に沿って、この度策定しました『第2次笠岡市障害者福祉計画』は、障害のある方々が社会の構成員として地域社会の中で共に生活を送れるよう、「ノーマライゼーションの構築」と「リハビリテーションの推進」と「バリアフリーの促進」を基本理念とし、障害者等の「完全参加と平等」の実現を図り、住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりと活力ある福祉都市の実現を引き続き目指すものです。

この計画の実現にあたっては、障害者施策は幅広く各分野にわたっており、行政の積極的な取り組みと障害者自身の主体性、自立性による活動と社会参加の支援が欠かせません。市民皆様方をはじめ関係機関の一層のご協力とご支援をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、慎重なご審議をいただきました笠岡市福祉施策審議会委員の皆様、そして貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会委員や関係施設の方々をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に心からお礼を申し上げます。

笠岡市長 高木直矢

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本目標	4
6 計画の重点課題	6
7 障害者自立支援法の概要	7
8 実態調査の実施	8
9 計画の策定体制	9
10 施策の体系	10

第2章 笠岡市の障害者の現状

1 人口等の状況	16
2 身体障害者の状況	17
3 知的障害者の状況	20
4 精神障害者の状況	23
5 前計画での新規事業の達成状況	26

第3章 現状と課題及び今後の施策の方向

1 理解と交流の促進	28
2 相談体制，情報提供の充実	34
3 在宅福祉サービスの充実	38
4 施設福祉サービスの充実	42
5 保健・医療の充実	44
6 教育の充実	48
7 雇用，就労の促進	52
8 総合的な福祉のまちづくり	57
9 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	62
10 防犯・防災体制の整備	65
11 国際交流の推進	68

第4章 計画の推進体制

1 市民参加による計画の推進	70
2 関係機関等との連携	70
3 財源の確保と制度改正	71
4 計画の進行管理・見直し	71

資料編

第2次笠岡市障害者福祉計画 新規事業年次計画表	72
用語解説（本文中に 印を付けています）	74
笠岡市福祉施策審議会委員名簿	76
笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会名簿	77
第2次笠岡市障害者福祉計画策定の経過	78

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

国においては、平成14年12月に、障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、平成15年度から10年間を計画期間とする「障害者基本計画」と、平成19年度までの5年間を計画期間とする「新障害者プラン」が策定されました。

また、岡山県においては、平成15年3月に、障害者等が地域において、社会の一員として個性と能力を活かし、自己の選択・決定のもとに、あらゆる社会活動に参加できる社会づくりを目指し、平成11年4月に策定した「岡山県障害者長期計画」を見直し、新たに「岡山県障害者長期計画～第2期実施計画～」を策定しています。

本市では、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害者等の「完全参加と平等」の実現を図り、住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを目指すため、平成11年3月に「笠岡市障害者福祉計画（夢ウエルプラン）」を策定し、様々な障害福祉施策を推進してきました。

このような状況の中、平成15年度には、国では障害者福祉サービスの提供において、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へ改められました。また、平成16年12月の発達障害者支援法の制定により、発達障害者への対応が求められるようになりました。

さらには、平成18年4月から、障害者等の自立を支援する観点から、支援費制度の障害種別ごとのサービス格差等の状況を踏まえ、障害福祉サービスを充実し、「障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする、障害者自立支援法が施行されました。

私達を取り巻く社会は、人口の少子高齢化やIT革命の進展、ストレスの増加など社会構造や環境が大きく変化し、また、障害福祉施策は大きな転換期に直面しています。

以上のような状況を背景に、障害者自立支援法の施行等を踏まえ、同法に基づいて策定される「笠岡市障害福祉計画」と調和を図りつつ、これと一体的に相まって、障害福祉施策のさらなる総合的、計画的な推進を図るため、新たに「第2次笠岡市障害者福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

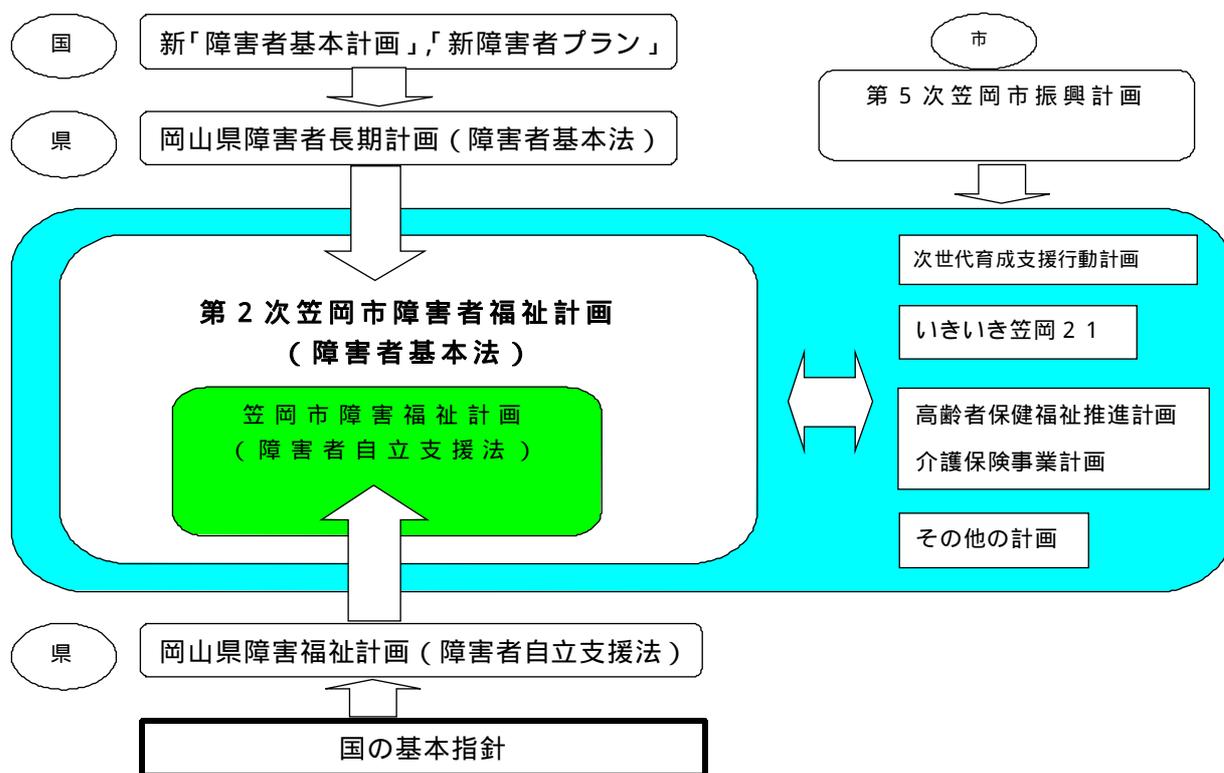
(1) この計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」にあたり、笠岡市の今後の障害者施策の指針となるものです。

(2) この計画は、「第5次笠岡市振興計画」、「笠岡市障害福祉計画」、「笠岡市高齢者保健福祉推進計画」、「笠岡市介護保険事業計画」等、関連する計画との整合性を図りながら、一体となって推進するものです。

(3) 「笠岡市障害福祉計画」との関係

「笠岡市障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、国が定める基本指針に即して策定されるものです。この計画では、平成23年度における障害福祉サービス等の必要量の見込のほか、具体的な数値目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき推進方策等についても策定します。

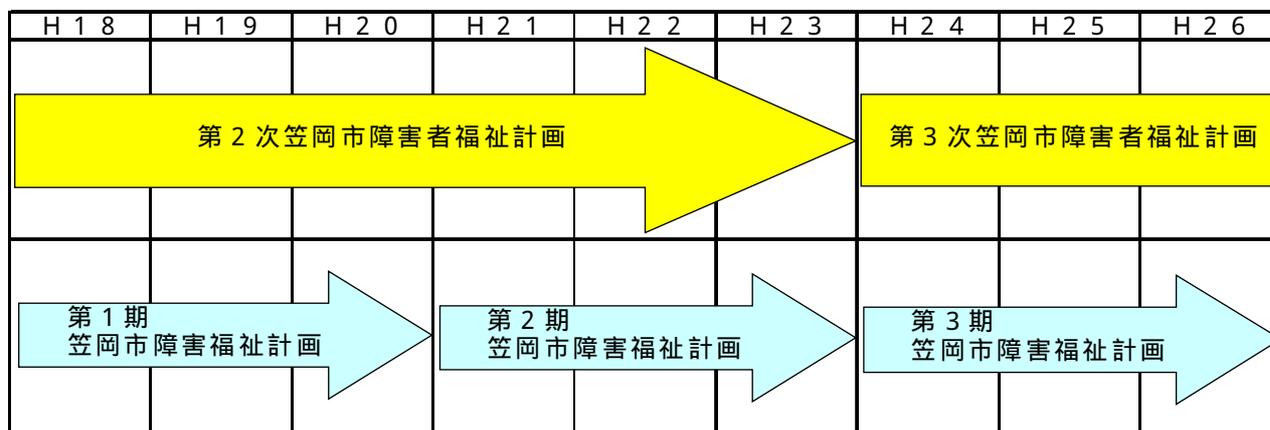
「笠岡市障害福祉計画」は、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」に限定されたものであるのに対し、「第2次笠岡市障害者福祉計画」は、障害福祉施策全般に及ぶものとなります。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成23年度の6か年計画とします。

また、計画期間内においても、社会情勢の変化や障害等者のニーズに対応するために、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の基本理念

この計画は、前計画に引き続き以下の3つを基本理念として、完全参加と平等を目標に施策を推進します。

ノーマライゼーション()の構築

障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会を構築する。

リハビリテーション()の推進

障害者等がそれぞれのライフステージにおいて自ら選んだ、より自立した生活を送るための適切な支援を図る。

バリアフリー()の促進

障害のある人となない人との間にある生活環境における物理的な障壁(バリア)や障害を理由とする差別偏見などの心理的な障壁、雇用や情報伝達の障壁など、あらゆる障壁を取り除くよう努める。

5 計画の基本目標

この計画は、前計画に引き続き障害者等の「完全参加と平等」を大目標に掲げ、以下の5つを基本目標として、推進していきます。

障害者等の完全参加と平等

障害者等がそれぞれの住んでいる地域で、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会のほかの市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現するという意味。

(1) 地域で共に生活するために

障害者等が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができるように、在宅福祉サービスや相談体制、情報提供などの暮らしを支えるサービスの充実を図り、また、防犯・防災体制等、安全な暮らしを保障する環境を整備し、障害のある人もない人も地域で共に豊かに生活する社会の建設を目指します。

また、ケアマネジメントやサービス提供において、障害者等のプライバシー・信念・自己決定が尊重されるケアの原則を大切にします。

(2) 社会的自立を促進するために

障害者等が社会の中で自立した生活を送るためには、障害者自身の自立能力を高めることと、人間としての尊厳を何よりも大切にし、それを受け入れるための社会環境を整備することの両方が必要です。

そのために、障害者等の個々の特性、能力に応じた適切な療育・教育の提供、リハビリテーション体制の整備、福祉施設の社会復帰機能の充実等を図ります。また、働く場の確保や雇用・就労環境の改善を図り、障害者の就労機会の拡大を目指します。

(3) 生活の質の向上を目指して

健康な生活はすべての人の願いであり、疾病の予防はもとより、障害者等の障害の軽減、健康維持増進のための保健・医療施策の充実を図ります。

また、障害者等の生活を豊かにし、自己実現できる機会を広げるために、障害者の文化、スポーツ、レクリエーション活動を促進します。

(4) 真のバリアフリー化を促進するために

障害者等の行動範囲を広げ、社会参加を促進するために、建物、道路などに存在する物理的障壁（バリア）を除去するいわゆる「バリアフリー化」を推進します。

また、物理的障壁だけでなく、障害者等に対する差別や偏見という「心の障壁」を取り除き、さらに制度的な障壁や文化・情報面の障壁を除くこともノーマライゼーション社会の建設には不可欠です。障害や障害者に対する正しい理解と認識を促すために市民への啓発等、施策の充実を図ります。

(5) 障害者等の参画の原則

障害者福祉に関わる施策について、障害者自身の意見、要望を的確に反映させ、きめ細かなサービスを提供するために、障害者団体等の意見を聞く場の設置や地域自立支援協議会の活用等、障害者個人や障害者団体の参画を原則とします。

6 計画の重点課題

(1) 障害の種別に応じたきめ細かな施策の推進

障害者等の障害種別，程度は個人によって異なり，その要望・ニーズも様々です。

障害者等に共通する施策について推進してだけでなく，障害の種別や障害者の個々の状況，ニーズに対応した，きめ細かなサービス，施策を積極的に展開していきます。

特に，地域での障害福祉サービスの提供が不足している，重症心身障害児(者)や発達障害児(者)，難病患者等の支援策の確立が必要です。

また，障害者等を日常的に介護している家族への休息確保の支援や高齢化への対応も必要であり，将来を見据えた支援策を検討していきます。

(2) 在宅福祉施策の推進

障害者自立支援法により障害福祉施策は，「支援」から「自立」へ，「施設入所・入院」から「地域生活」へと大きく変わってきています。障害者等が住み慣れた地域で自立して，あるいは家族とともに生活するためには，在宅サービスの充実が不可欠です。

今後はケアホーム()やグループホーム()，福祉ホーム()等の整備を促進し，また，既存施設の社会復帰機能を充実するとともに，在宅福祉サービスを積極的に推進していきます。

(3) 雇用対策・就労支援の促進

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むには，地域における居住の場の確保に加え，雇用の場の確保が重要な柱となります。

就労により生活を支え，自立と生きがいを得るため，就労支援に対応したサービス提供基盤を整えるとともに，関係機関が連携し，障害者の能力や意欲に応じた就労の機会が得られるような体制づくりを進めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

障害者等の社会参加を妨げている原因の一つに，道路の段差や階段，建物設備が障害者にとって利用しにくいといった，物理的な障壁があります。

障害者等だけでなく，誰にとってもやさしいまちづくりを進めるために，道路，建物などの整備基準を設け，それにしがった公共施設の整備，改修，民間施設への指導等を行い，バリアフリー化を推進します。

また，障害者等の移動を支援するために，移動支援事業や交通費助成等の施策の一層の充実を図ります。

7 障害者自立支援法の概要

平成18年4月から施行された障害者自立支援法による改革は、「自立と共生の社会」を実現するため、次のような内容になっています。

(1) 障害者施策を3障害一元化

身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた3障害に対するサービスを、共通の制度のもとで実施していくこととなります。

(2) 利用者本位のサービス体系に再編

障害種別や障害程度により複雑に分立している現行の施設や事業体系を、利用者本位のサービス体系に再編していきます。

(3) 就労支援の抜本的強化

福祉と雇用との連携，協働を強化し，働きたいと願う障害者がもっと働ける社会を目指していくことでもあります。今後は，障害者がその能力や適性に応じて，より力を発揮できるための支援を展開していくことが求められています。

(4) 支給決定の透明化，明確化

サービスの給付において，客観的な尺度（障害程度区分）を導入して，支援に必要な障害者が必要なサービスを利用できる体制づくりを構築していくことが必要です。また，障害程度区分の認定と支給決定に際して，利用者等に対する説明責任が果たせるよう，区市町村に障害認定審査会（医師，看護師，精神保健福祉士等の保健・医療福祉に関する実務者や識見を有する者で構成）を設置することが義務付けられています。

(5) 安定的な財源の確保

支援費制度以後の利用者の急増により，現状のままでは制度を維持することが困難であることから，国の費用負担を義務化するとともに，必要なサービス量を確保するため，サービスの利用者を含めて，社会全体で費用を負担し，制度を支え合う仕組みを導入することです。

8 実態調査の実施

(1) 調査目的

計画策定に先立ち、障害者等の生活実態と施策ニーズ、一般市民の意見等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケートを実施しました。

(2) 調査対象

調査の対象は笠岡市在住の身体障害者手帳所持者、知的障害者療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、及び一般市民で、無作為により、それぞれ以下のサンプル数を抽出しました。

A 調査（身体障害者手帳所持者）	5 5 0 部
B 調査（知的障害者療育手帳所持者）	1 5 0 部
C 調査（精神障害者保健福祉手帳所持者）	5 0 部
D 調査（一般市民）	5 5 0 部
合 計	1,300 部

(3) 調査方法 …… アンケートの方法は、聞き取り方式及び郵送方式で行いました。

(4) 調査期間 …… 平成17年4月28日（木）から5月27日（金）まで

(5) 調査基準日 …… 平成17年4月1日現在

(6) 調査事項

注：網掛けは共通項目

番号	身体障害者・知的障害者	精神障害者	一般市民
1	回答者の概要	回答者の概要	回答者の概要
2	収入の状況	収入の状況	障害者に関する事柄
3	就学等の状況	就労等の状況	障害者への援助
4	就労等の状況	障害者福祉サービス	障害者へのボランティア
5	障害者福祉サービス	外出	障害者福祉施策
6	住 宅	文化・スポーツ活動等	「福祉のまちづくり」
7	外 出	周囲の人々との関係	
8	文化・スポーツ活動等	災害時の備え	
9	周囲の人々との関係	在宅での生活支援の状態	
10	災害時の備え	日頃困っていること	
11	在宅での介助の状態		
12	障害者自立支援法		
アンケート 項目数	65項目	44項目	24項目

視覚障害者，聴覚障害者については前回と同じく別途調査を実施しました。障害児については今回より別途調査を実施しました。

	視覚障害者別途調査	聴覚障害者別途調査	障害児別途調査
アンケート 項目数	15項目	17項目	23項目

(7) 回収率

(単位:人,%)

区 分	配布数	回収数	回収率	所持者全体	サンプルの率
A調査(身体障害者手帳所持者)	550	335	60.9	2,287	14.6
B調査(知的障害者療育手帳所持者)	150	80	53.3	279	28.7
C調査(精神障害者保健福祉手帳所持者)	50	44	88.0	159	27.7
D調査(一般市民)	550	254	46.2		
合 計	1,300	713	54.8	2,725	26.2

H.17.4.1現在

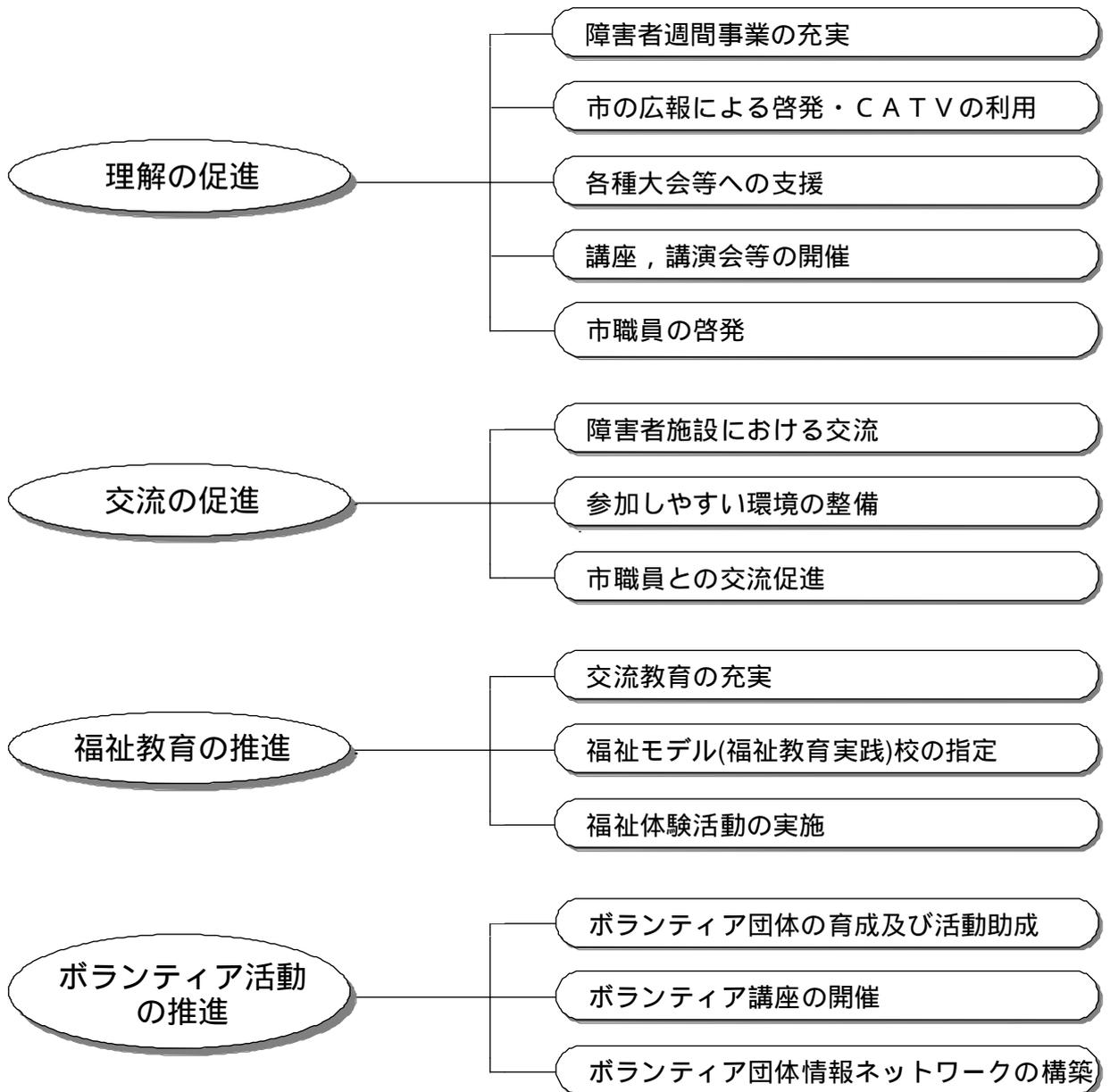
区 分	回収数
視覚障害者別途調査	26
聴覚障害者別途調査	29
障害児別途調査	11

9 計画の策定体制

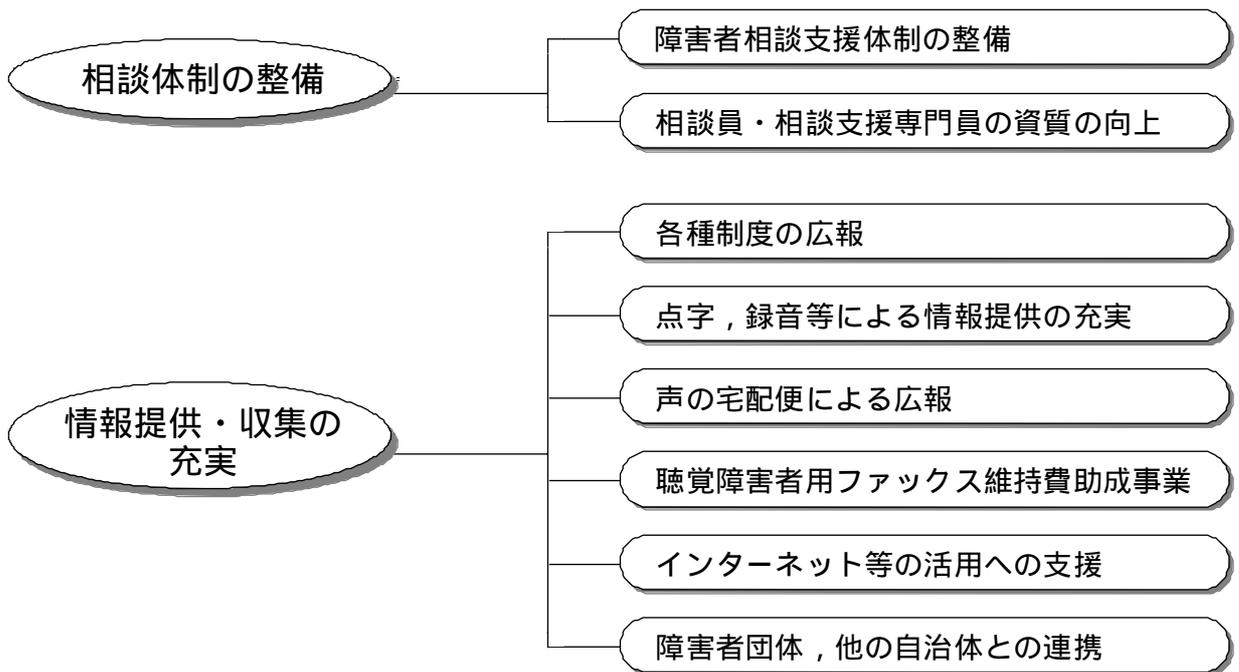
計画の策定にあたっては，審議機関としての「笠岡市福祉施策審議会」に諮るとともに，庁内体制として「庁内策定委員会」を，また，障害者団体や関係施設等の意見を直接聴取し，計画に反映させるために「笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会」を設置し，社会福祉事務所を事務局として計画の審議，検討を行いました。

10 施策の体系

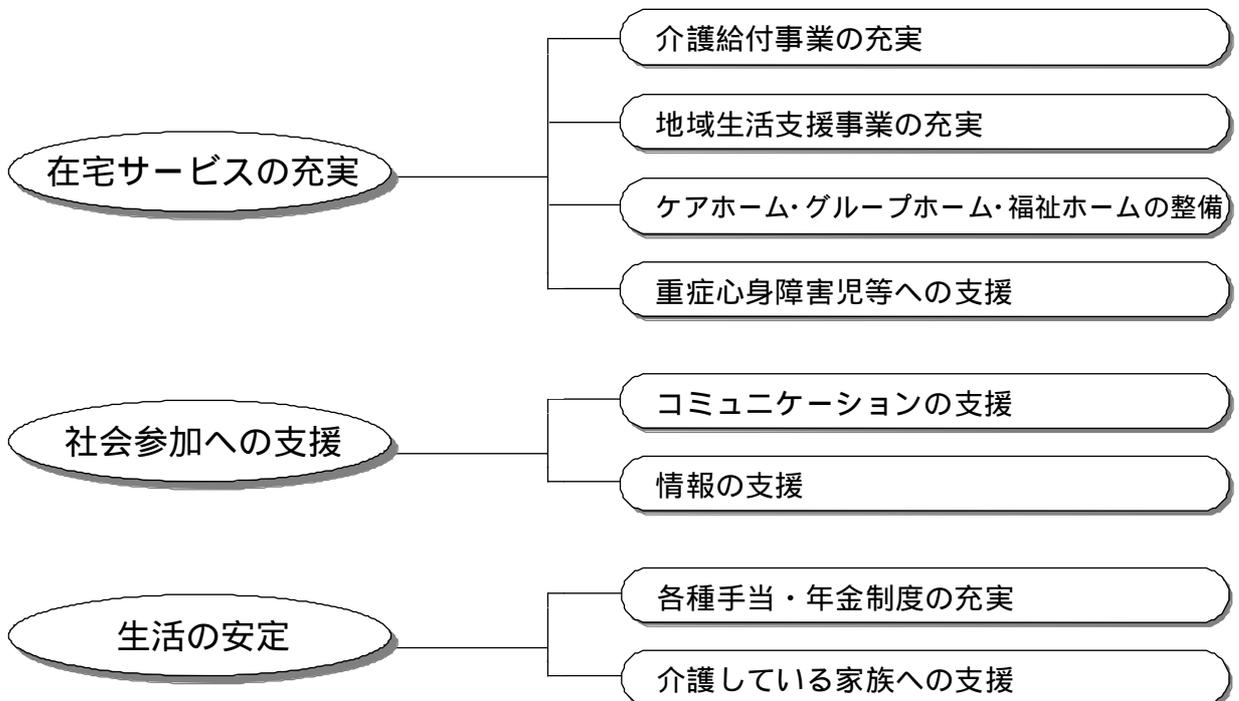
(1) 理解と交流の促進



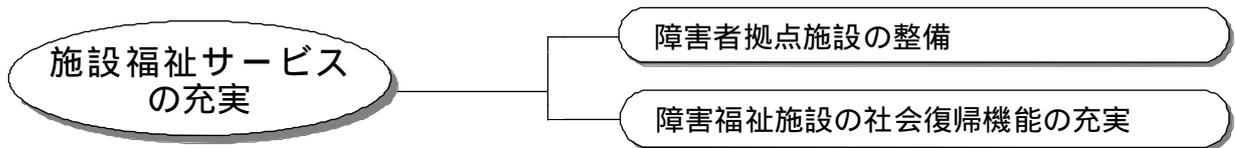
(2) 相談体制，情報提供の充実



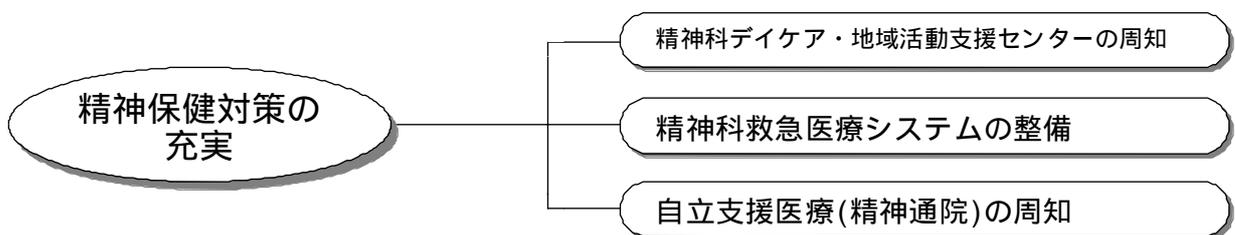
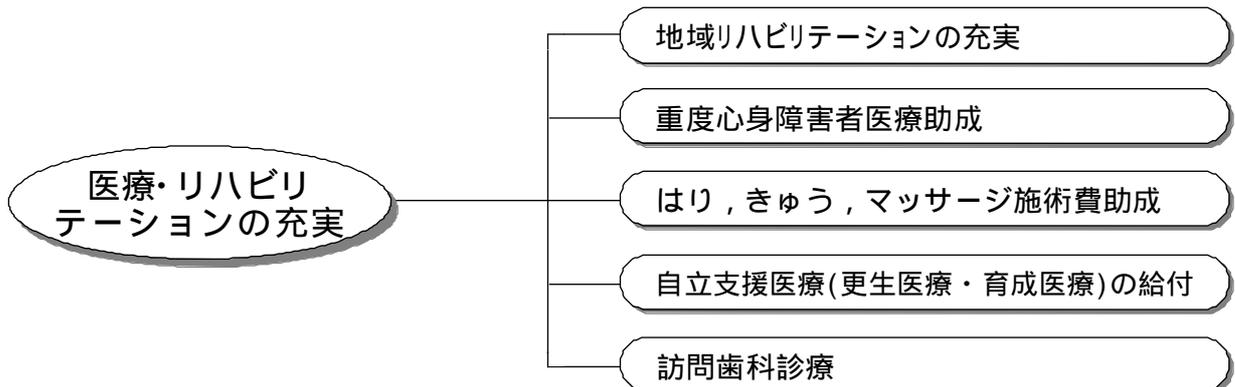
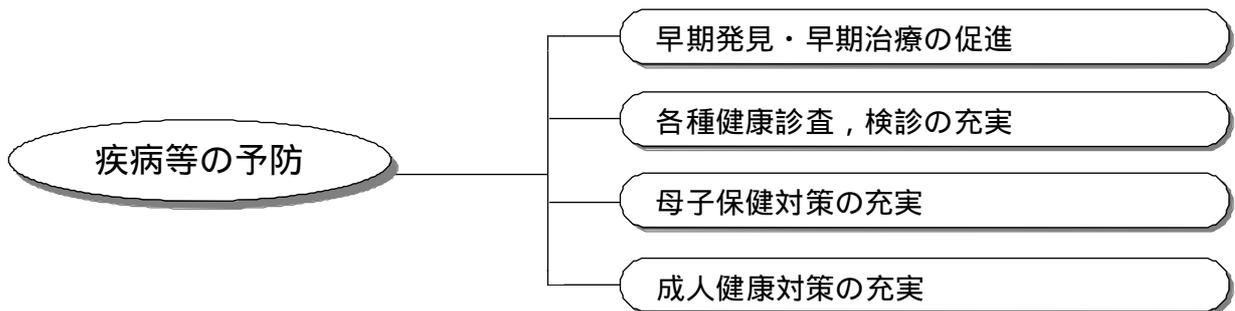
(3) 在宅福祉サービスの充実



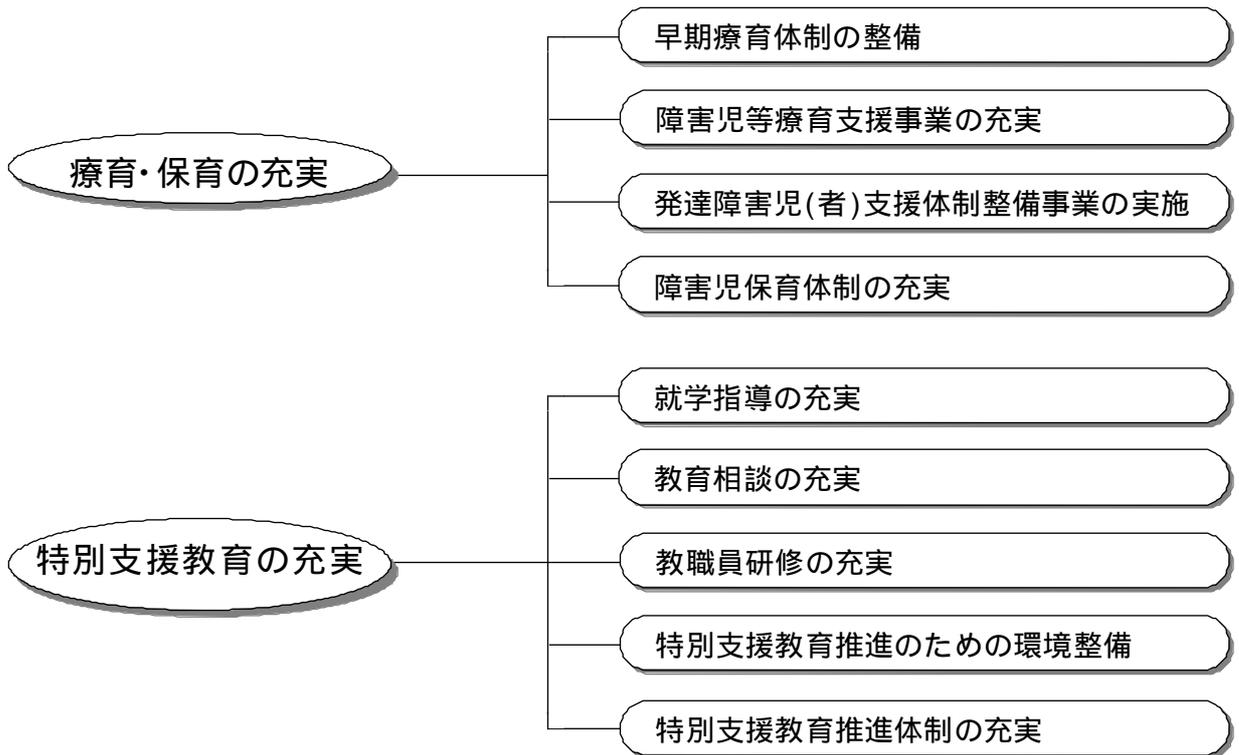
(4) 施設福祉サービスの充実



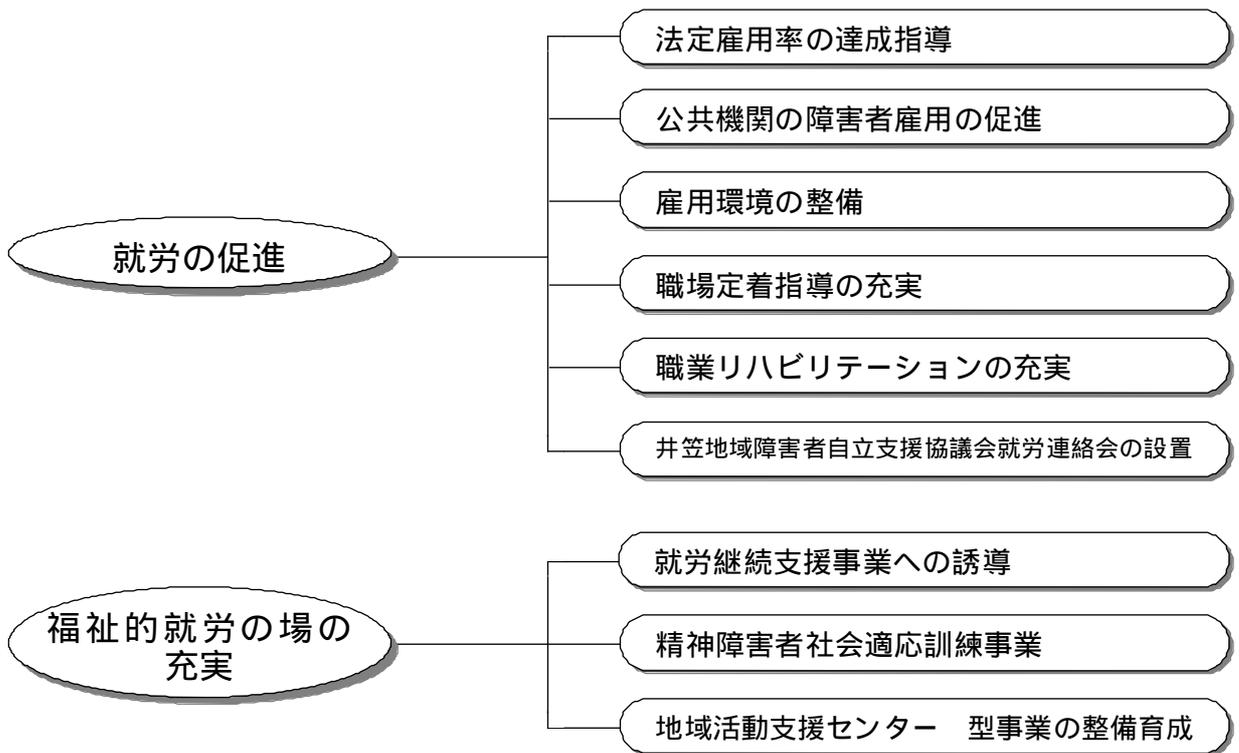
(5) 保健・医療の充実



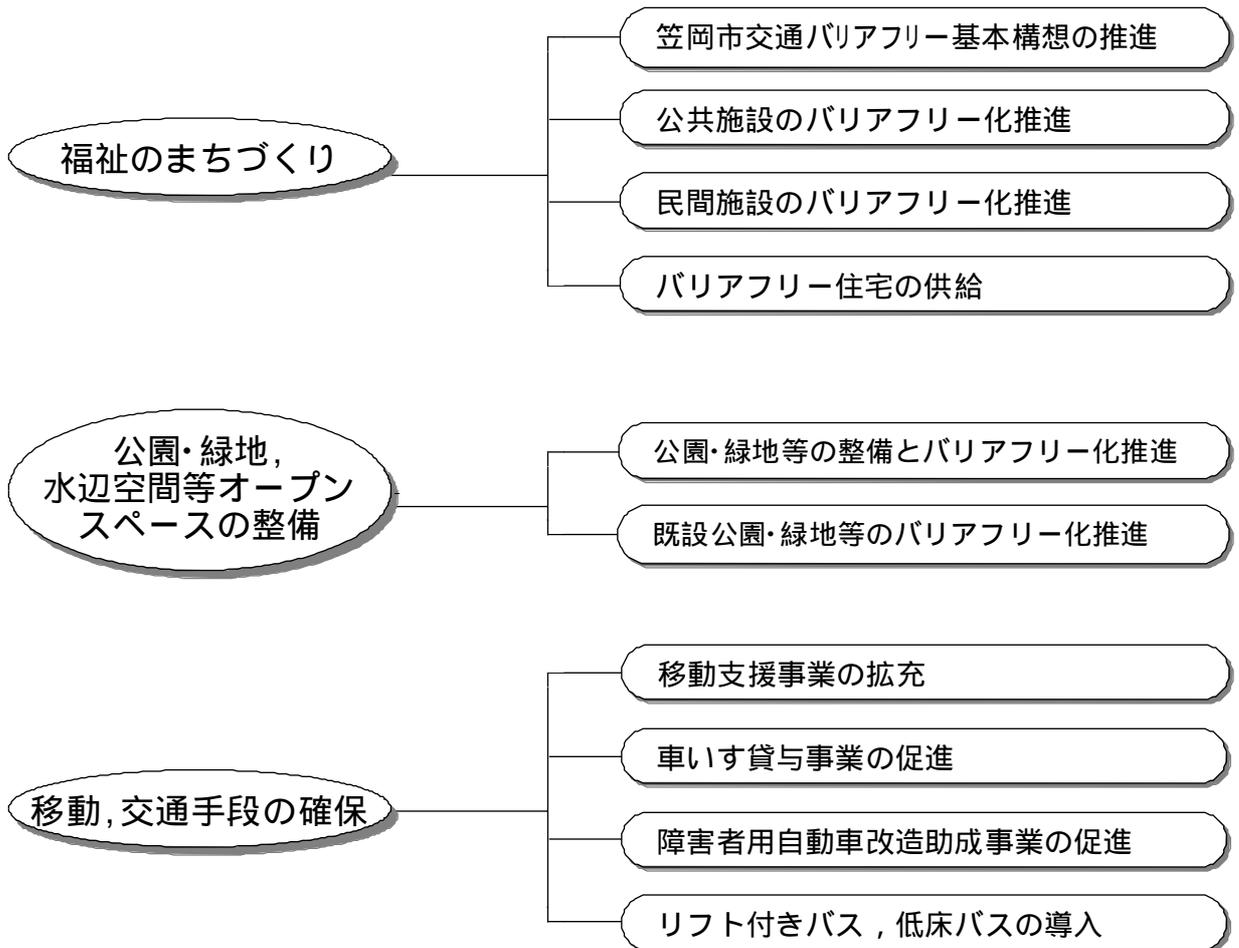
(6) 教育の充実



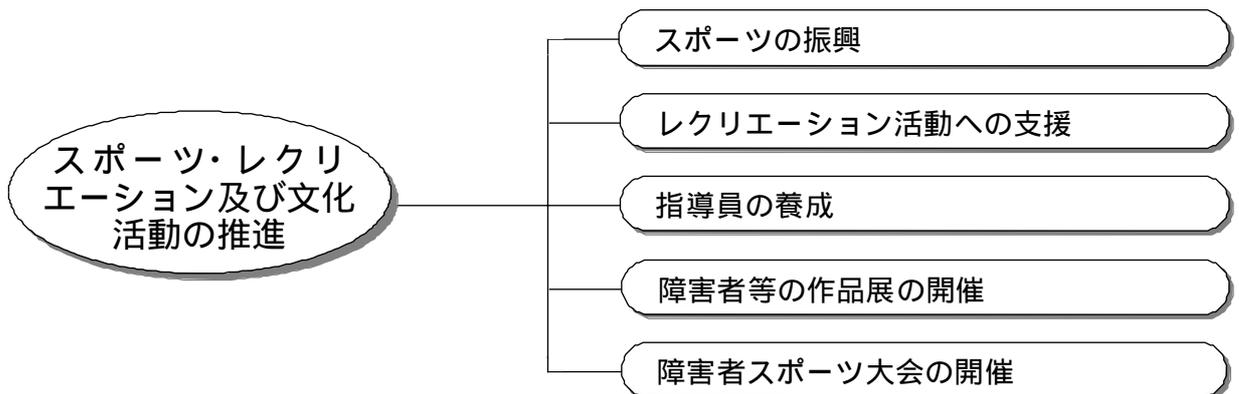
(7) 雇用，就労の促進



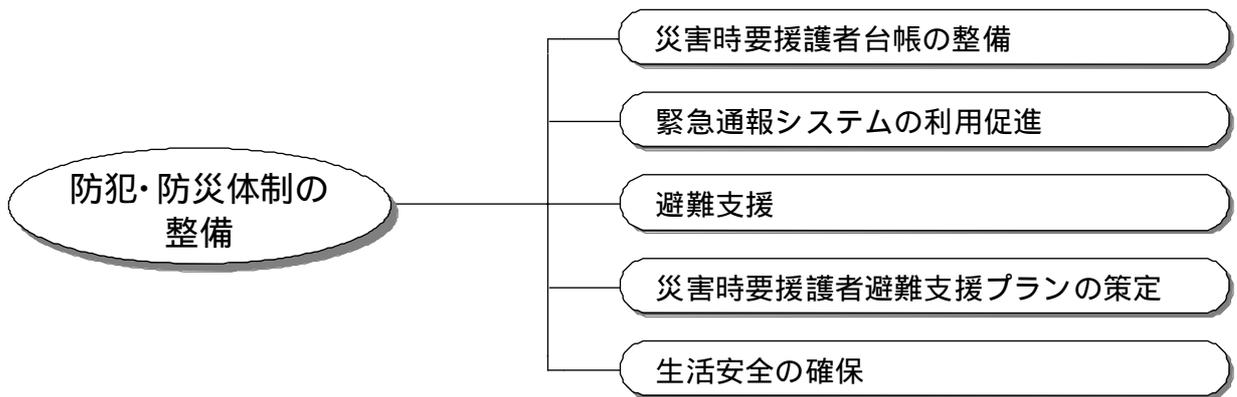
(8) 総合的な福祉のまちづくり



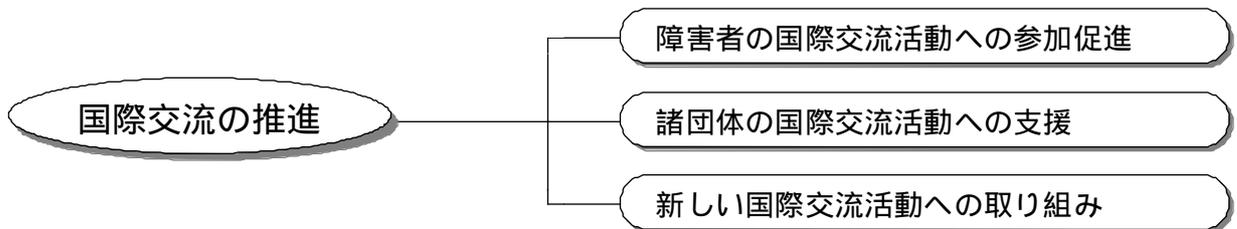
(9) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進



(10) 防犯・防災体制の整備



(11) 国際交流の推進

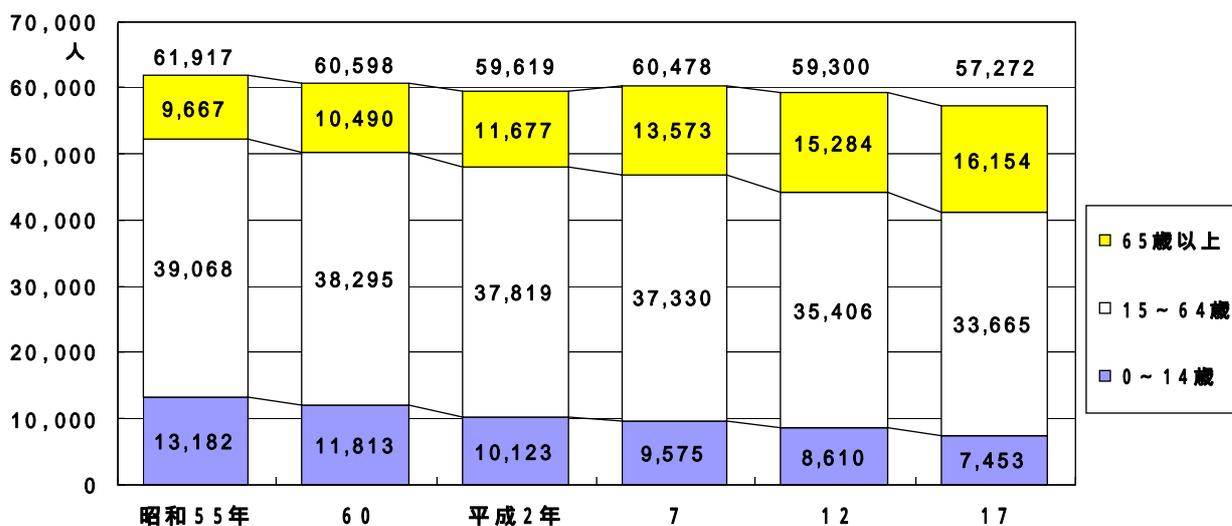


第2章 笠岡市の障害者の現状

1 人口等の状況

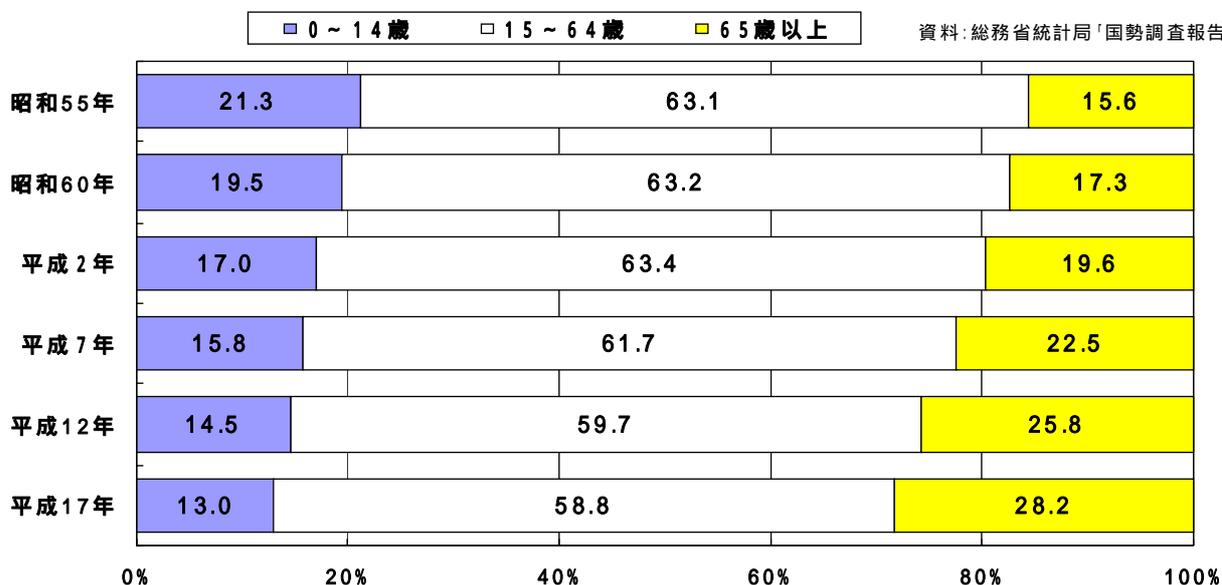
(1) 年齢3区分別人口

本市の平成18年10月1日現在の総人口は、57,016人です。このうち65歳以上のいわゆる「老年人口」は15,795人で、高齢化率は27.7%です。また、国勢調査における年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、減少していますが、老年人口は増加しています。



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

さらに、年齢3区分別人口の割合をみると、老年人口の比率（高齢化率）は、昭和55年に15.6%でしたが、平成17年には28.2%と12.6ポイントも増加しています。全国値は20.2%（平成17年10月）であり、本市における高齢化率が全国と比べて高いことがわかります。

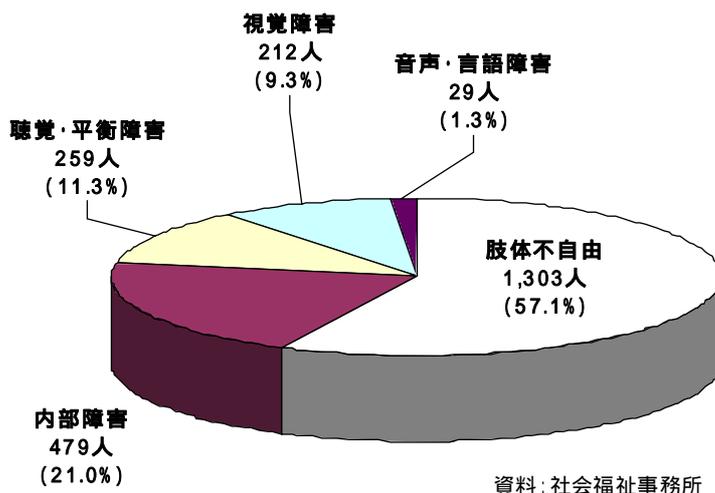


資料：総務省統計局「国勢調査報告」

2 身体障害者の状況

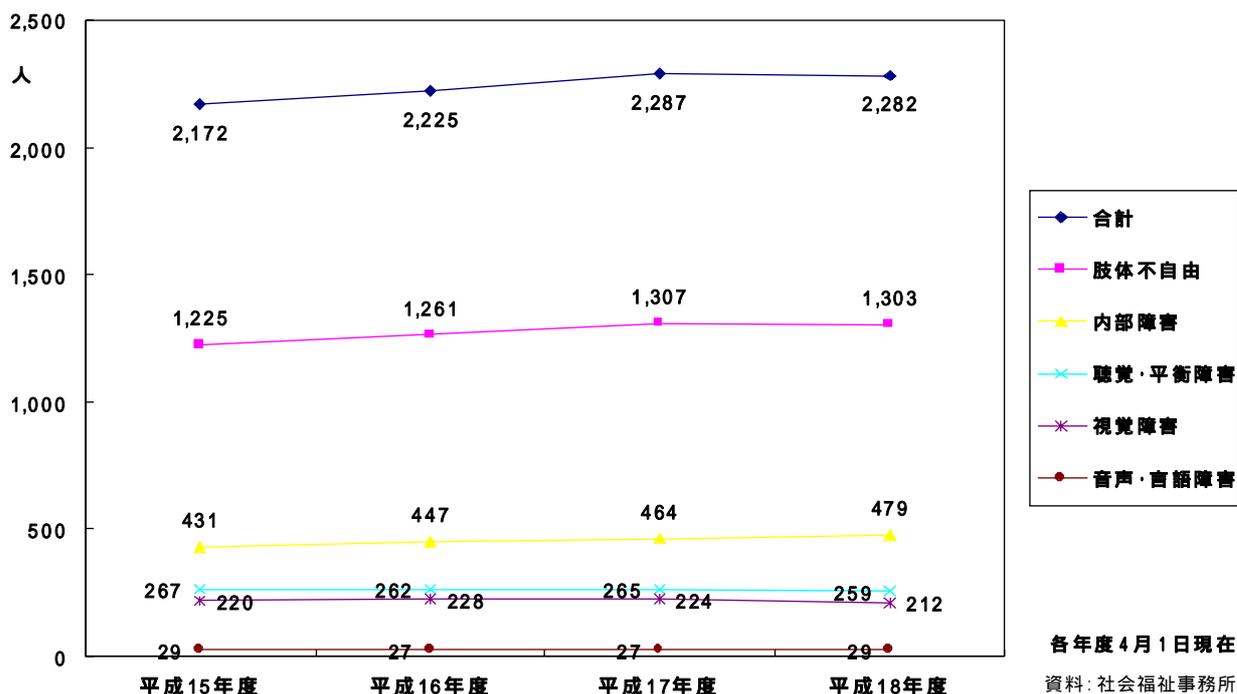
(1) 障害種類別人数と割合

身体障害者の障害種類別人数は、平成18年4月1日現在、合計2,282人のうち「肢体不自由」が1,303人(57.1%)で最も多く、次いで「内部障害」479人(21.0%)、「聴覚・平衡機能障害」259人(11.3%)、「視覚障害」212人(9.3%)、「音声・言語障害」29人(1.3%)となっています。



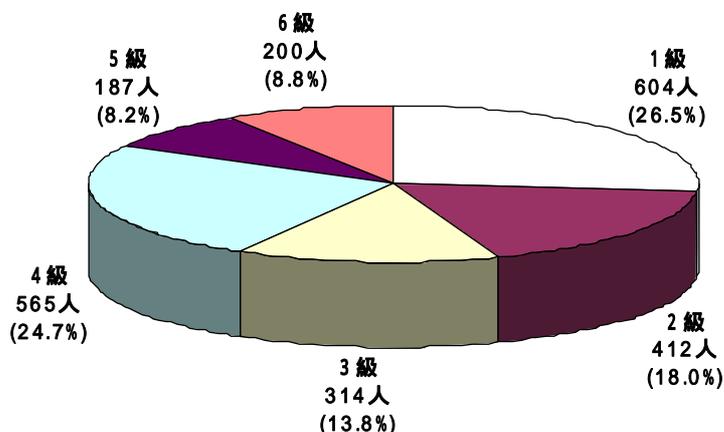
(2) 障害種類別人数の推移

障害種類別人数の推移では、全体に横ばい傾向にありますが、「内部障害」は増加を続け、平成15年度の431人から平成18年度には479人へと11.1%増加しています。「聴覚・平衡機能障害」、「視覚障害」は減少しています。



(3) 障害等級別人数と割合

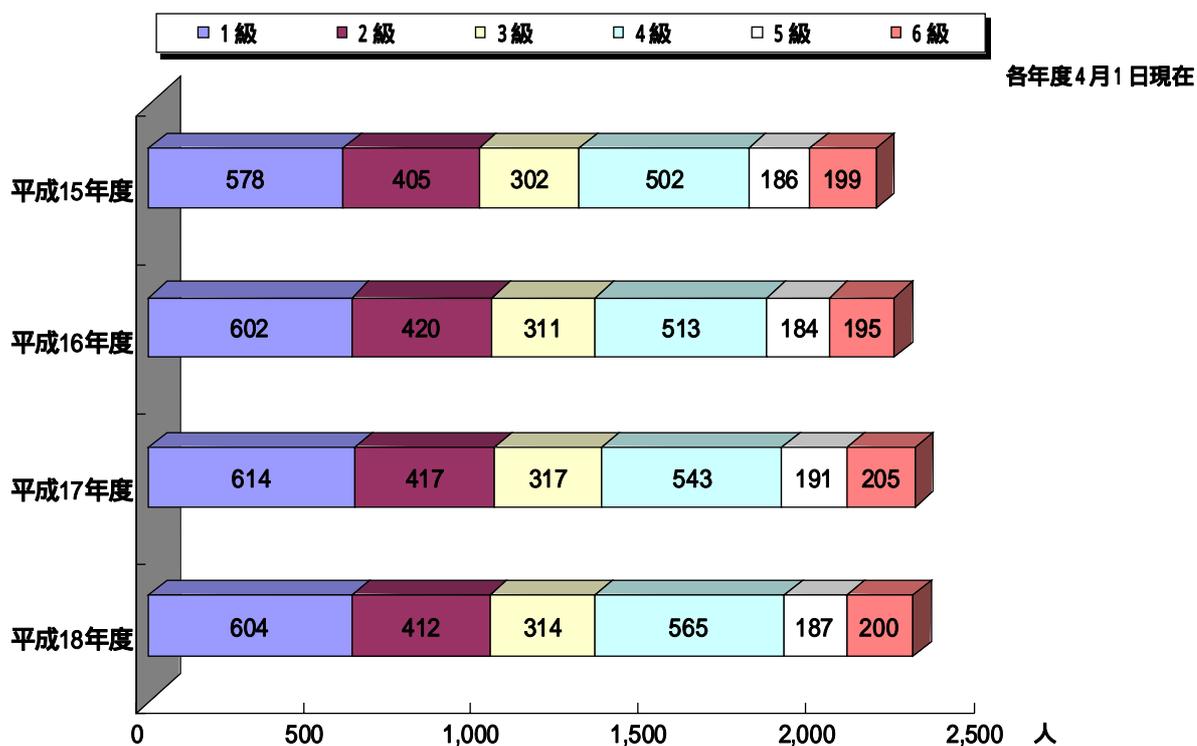
身体障害者の等級別人数及び割合をみると、平成18年4月1日現在、「1級」が最も多く604人(26.5%)、次が「4級」の565人(24.7%)で、1級と2級を合わせた重度障害者は1,016人、全体の44.5%を占めています。



資料: 社会福祉事務所

(4) 障害等級別人数の推移

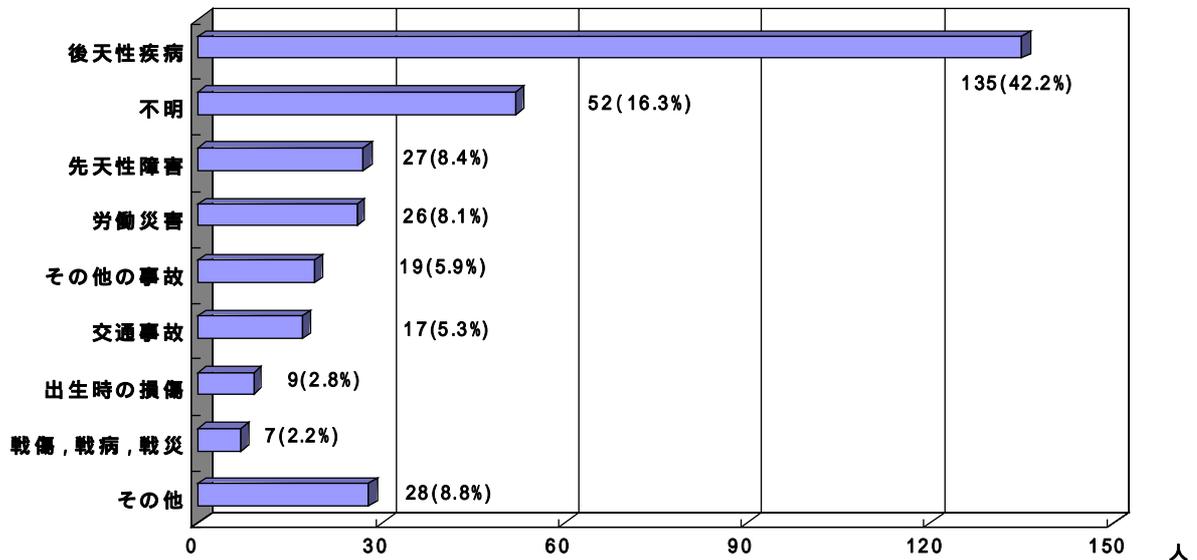
障害等級別人数の推移をみると、「4級」の人数は、平成15年度の502人から平成18年度には565人と、12.5%増加しています。また、1級と2級を合わせた重度障害者は、平成15年度の983人から平成18年度には1,016人と3.4%増加しています。



資料: 社会福祉事務所

(5) 障害の原因別人数

身体障害の原因では、最も多いのが「後天性疾病」で42.2%、次が「不明」の16.3%、「先天性障害」の8.4%などとなっています。

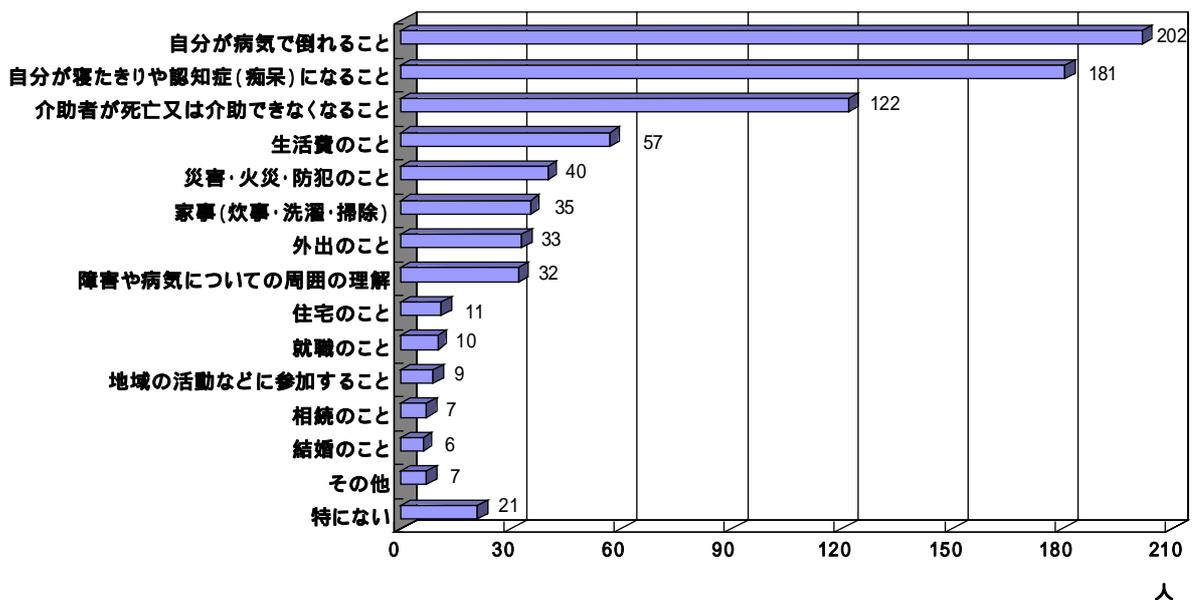


回答者: 309人(複数回答320件)

資料: 笠岡市実態調査

(6) 不安に思っていること

「自分が病気で倒れること」など、健康面や介護のことが上位3項目となっており、これら3項目の合計は65.3%を占めます。



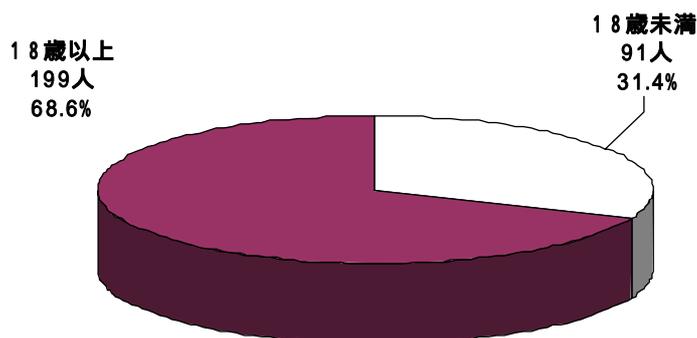
回答者: 324人(複数回答773件)

資料: 笠岡市実態調査

3 知的障害者の状況

(1) 知的障害者数（年齢区分別）

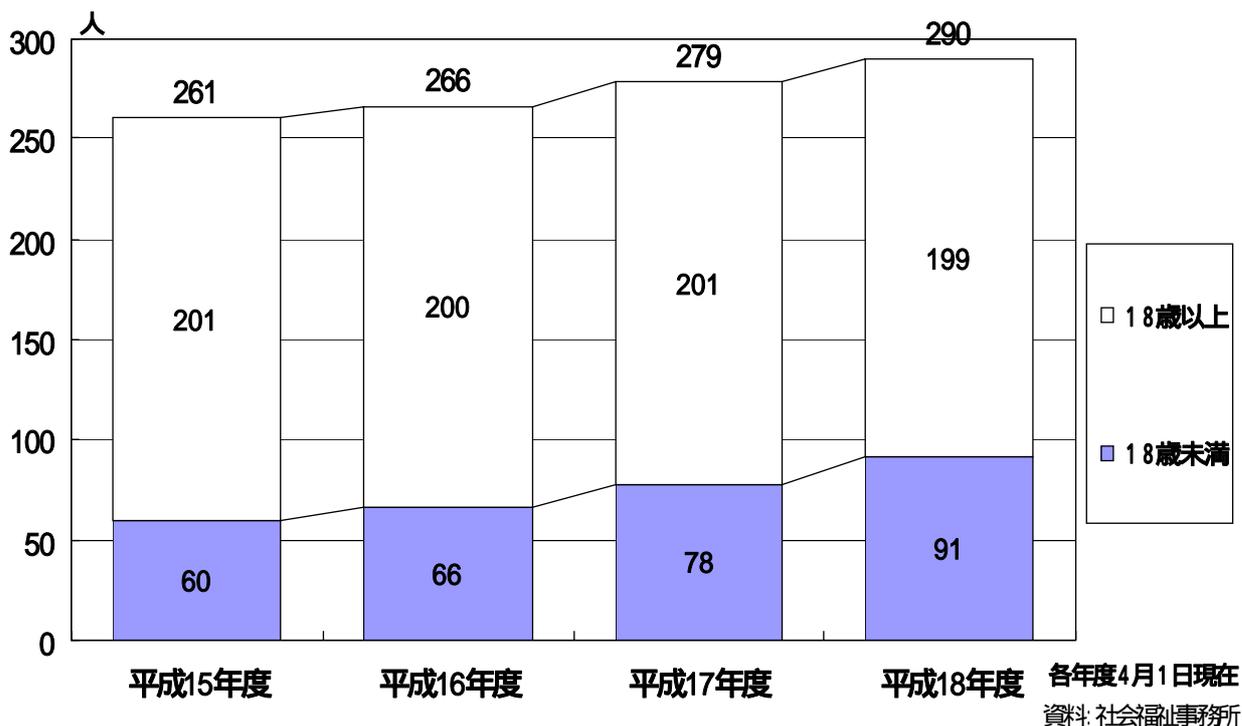
本市における知的障害者数を療育手帳所持者数で見ると、平成18年4月1日現在、290人です。年齢区分別では、「18歳未満」が91人(31.4%)、「18歳以上」が199人(68.6%)となっています。



資料: 社会福祉事務所

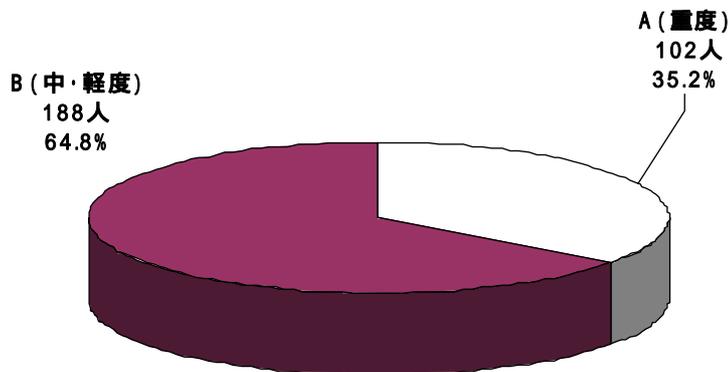
(2) 知的障害者数の推移（年齢区分別）

知的障害者数の推移をみると、総数は毎年増加しています。「18歳以上」は、ほぼ同数で推移していますが、「18歳未満」では、平成15年度の60人が平成18年度には91人へと、51.7%増加しています。



(3) 障害程度別人数と割合

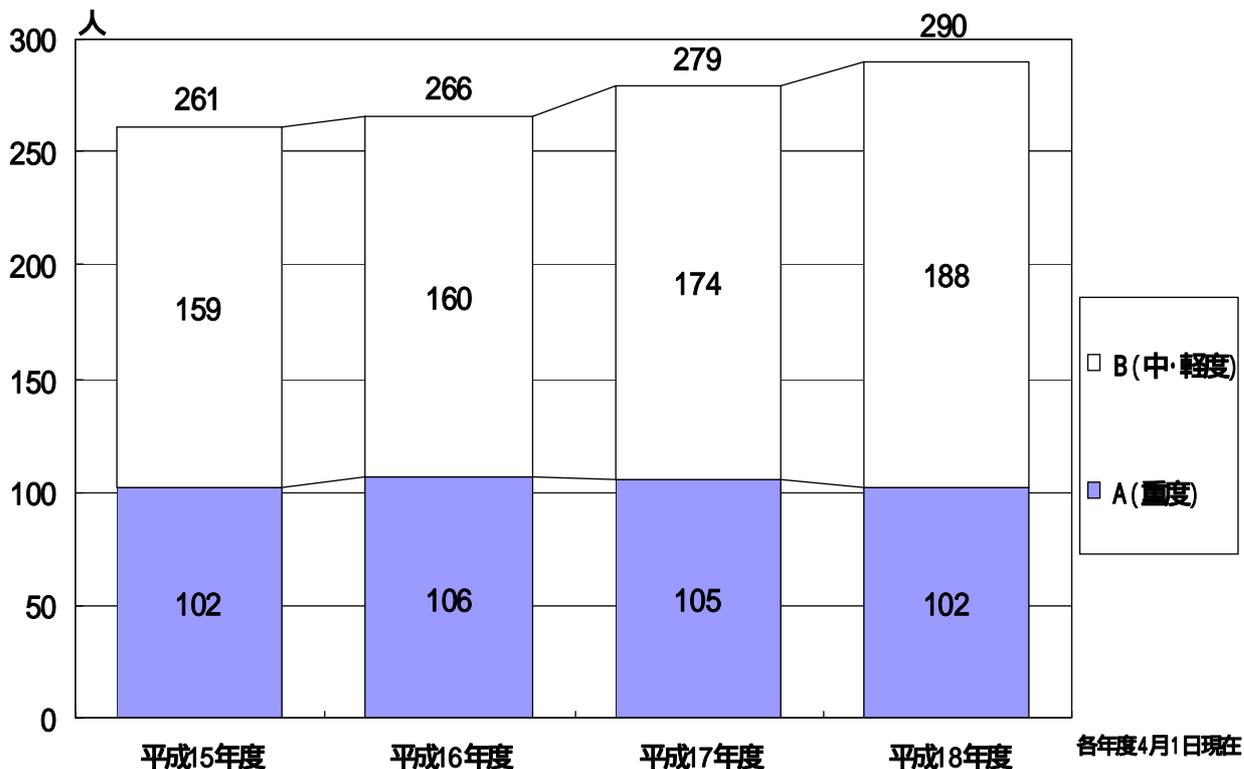
知的障害者の障害程度別人数を療育手帳の判定別人数で見ると、平成18年4月1日現在、「A(重度)」は102人(35.2%)、「B(中度・軽度)」は188人(64.8%)となっています。



資料:社会福祉事務所

(4) 障害程度別人数の推移

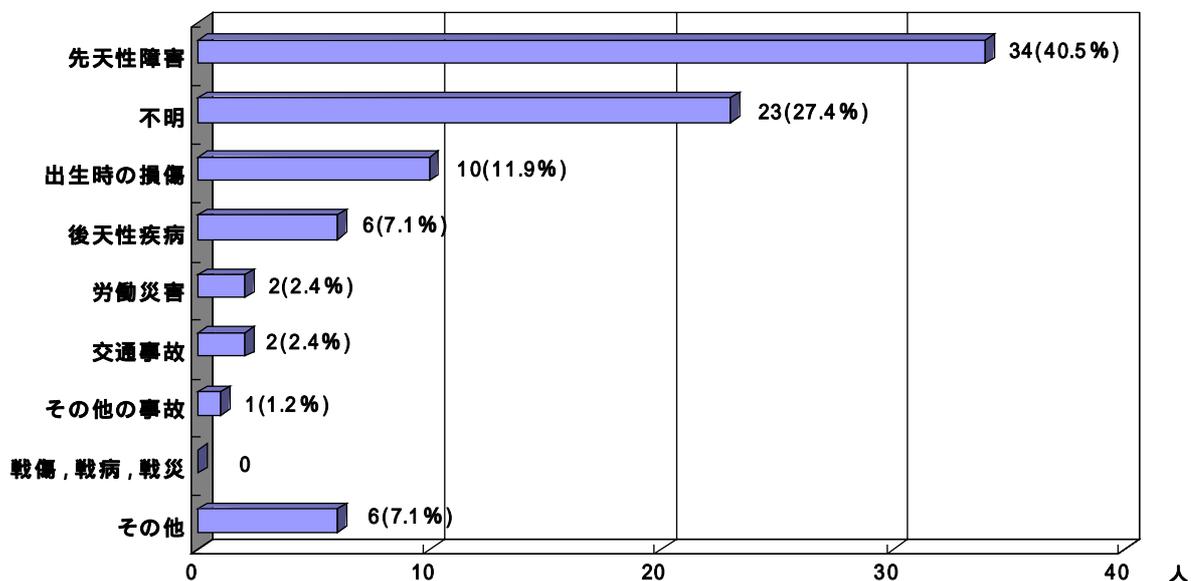
判定別人数の推移をみると、「A(重度)」は、ほぼ同数で推移していますが、「B(中度・軽度)」では、平成15年度の159人から平成18年度の188人へと、18.2%増加しています。



各年度4月1日現在
資料:社会福祉事務所

(5) 障害の原因別人数

知的障害の原因では、最も多いのが「先天性障害」で40.5%、次が「不明」の27.4%、「出生時の損傷」の11.9%などとなっています。

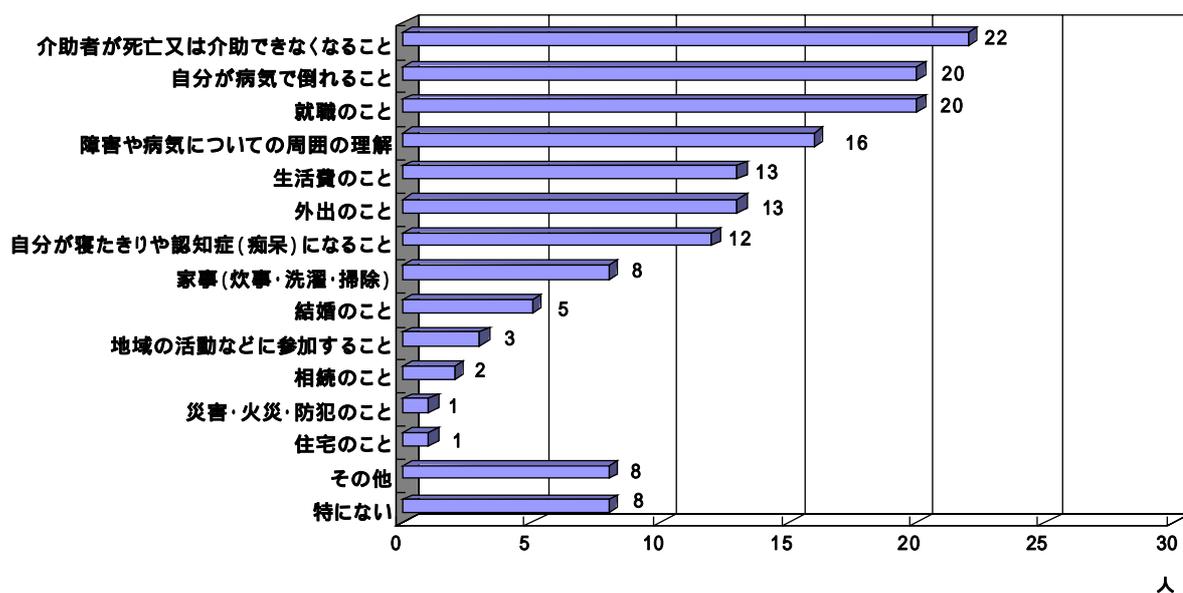


回答者:76人(複数回答84件)

資料:笠岡市実態調査

(6) 不安に思っていること

上位3項目には、「介助者が死亡又は介助できなくなること」など、健康面や介護関係の外に、「就職のこと」が入っています。



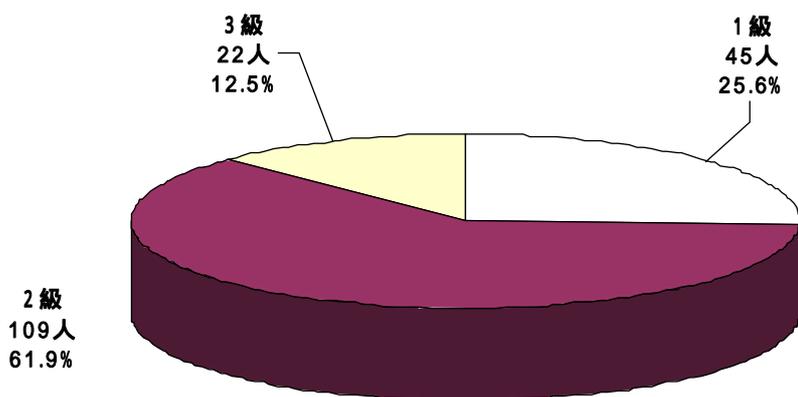
回答者:72人(複数回答152件)

資料:笠岡市実態調査

4 精神障害者の状況

(1) 障害程度別人数と割合

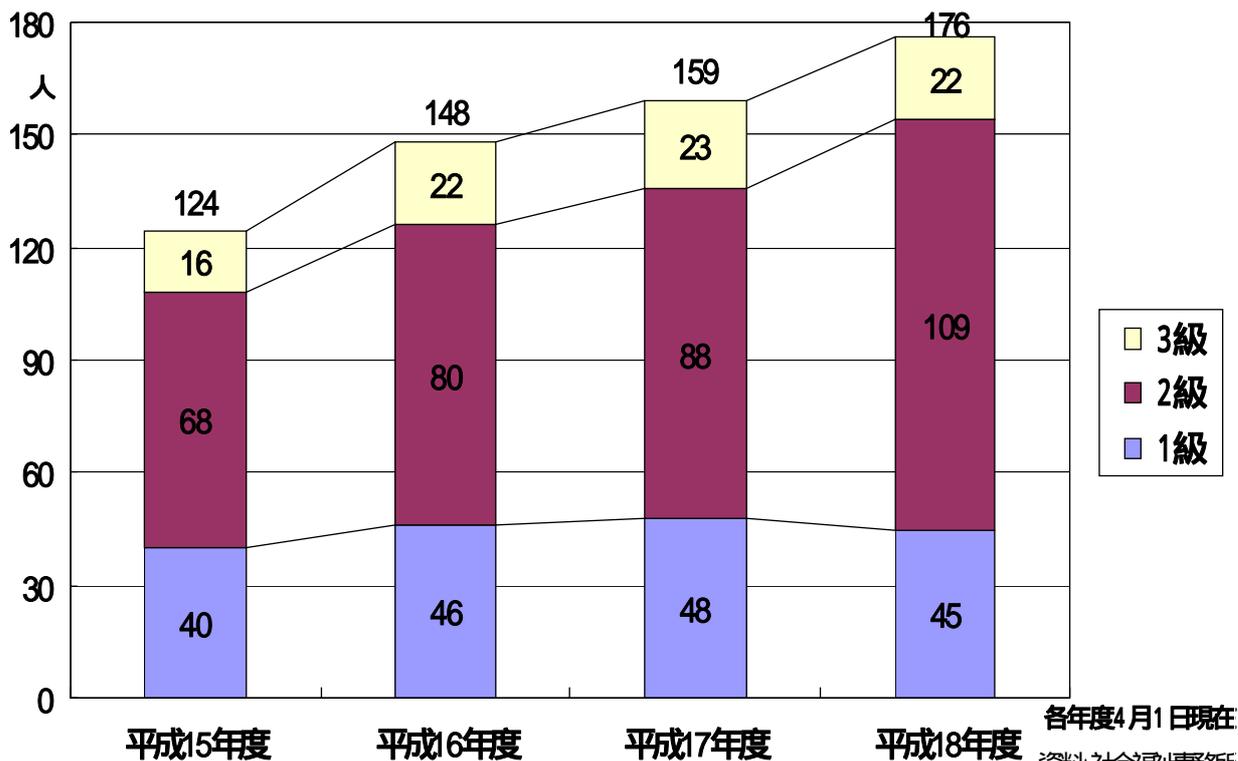
精神障害者の障害程度別人数を精神障害者保健福祉手帳の所持者数でみると、平成18年4月1日現在、合計176人のうち、「1級」は45人(25.6%)、「2級」は109人(61.9%)、「3級」は22人(12.5%)となっています。



資料:社会福祉事務所

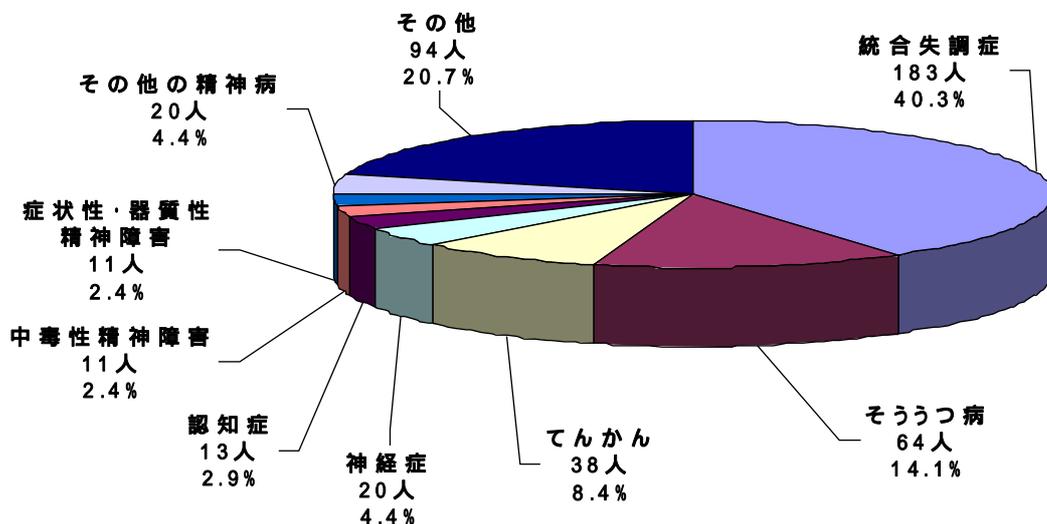
(2) 障害程度別人数の推移

判定別人数の推移をみると、「1級」と「3級」は、ほぼ同数で推移していますが、「2級」では、平成15年度の68人から平成18年度の109人へと、60.3%増加しています。



(3) 自立支援医療費（精神通院）支給認定者数

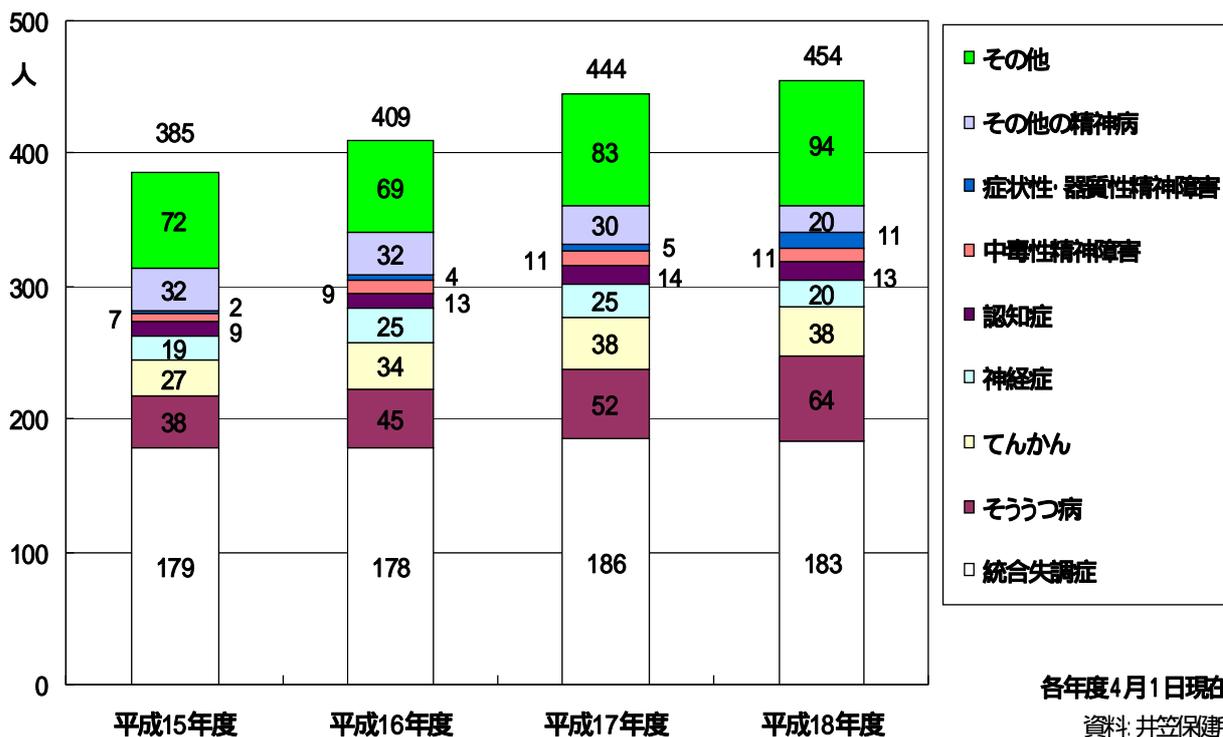
本市の精神障害者の数を正確に把握することは困難ですが，自立支援医療費（精神通院）支給認定者数からみると，平成18年4月1日現在で454人の認定があります。疾患では「統合失調症」が40.3%，次いで「そううつ病」が14.1%，「てんかん」が8.4%などとなっています。



資料：井笠保健所

(4) 自立支援医療費（精神通院）支給認定者数の推移

自立支援医療費（精神通院）支給認定者数は年々増加しており，平成15年度の385人から平成18年度の454人へと，17.9%増加しています。



(5) 精神障害者医療保護入院者数の推移

精神障害者医療保護入院者数の推移は、以下のとおりです。

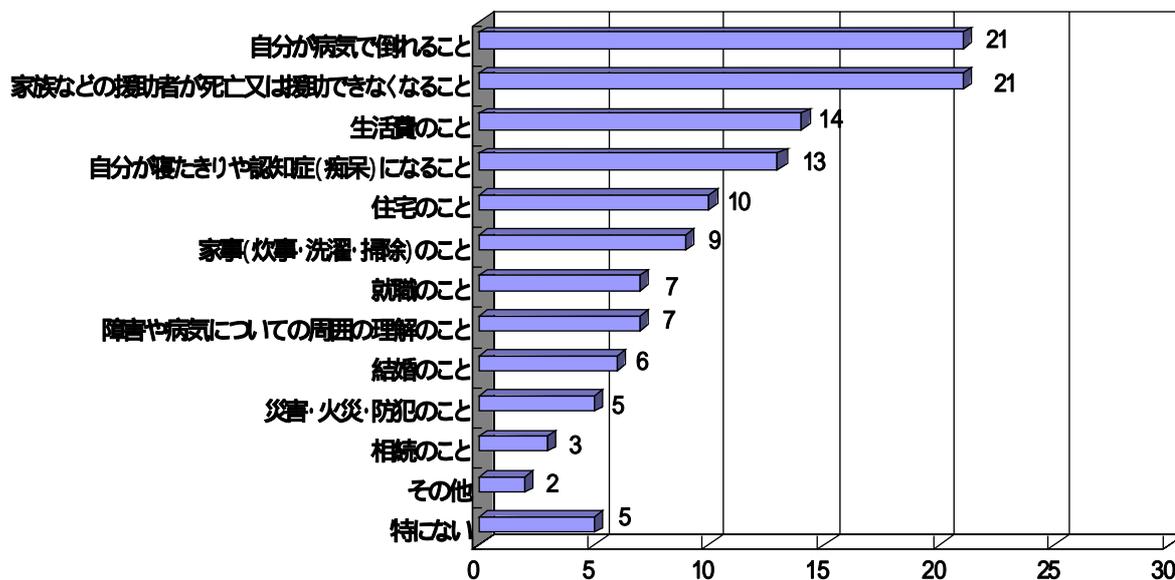
近年、入院者数は約100人となっています。

病 類 別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
統合失調症	78	80	77	72
そううつ病	6	4	7	6
脳器質性精神障害	3	7	8	6
中毒性精神障害	2	3	2	1
その他	5	5	6	12
合 計	94	99	100	97

資料：井笠保健所

(6) 不安に思っていること

上位2項目が、「自分が病気で倒れること」と「家族などの援助者が死亡又は援助できなくなること」となり、健康面や援助のこととなっています。



人

回答者:36人(複数回答123件)

資料:笠岡市実態調査

5 前計画（平成11～17年度）での新規事業の達成状況

事業項目	事業内容	計画年度	実施年度又は今後の方向性
市職員の啓発	市の職員に対して，障害者に対する理解を促進するための研修	H11	新採用職員研修等で計画どおり実施
障害者総合相談体制の整備	障害者福祉に関する制度・サービスについて総合的な相談に対応できる窓口の整備	H11	第2次計画の重点実施事業へ継続
パソコン通信等活用への支援	インターネットやパソコン通信を利用した情報提供	H12	ホームページ掲載，パソコン教室等で実施
給食サービス事業の実施	一人暮らし等の重度障害者の日常生活の便宜と介護者の負担の軽減	H12	今後地域活動支援センターや居宅介護で対応
行政情報提供	C A T Vによる市の広報番組等へ字幕・手話通訳の挿入 行政情報のテープ化，点字化	H13	広報のテープ化のみ実施 今後地域生活支援事業で実施を図る
字幕入りビデオ貸出の充実	字幕入りビデオカセットライブラリーの貸出の充実	H13	今後他の方法を検討
ガイドヘルパーの養成・派遣	視覚障害者の外出援助のための養成派遣制度	H12	計画どおり実施
障害者拠点施設の整備	福祉工場等各種機能を併設した福祉施設の拠点となる総合福祉施設の整備	H14～	第2次計画の重点実施事業へ継続
精神障害者生活訓練施設(援護寮)の設置	日常生活を営むために必要な訓練指導等を行う生活訓練施設の設置	H14～	支援法で制度変更 社会復帰機能の充実として第2次計画へ継続
精神障害者授産施設の設置	雇用が困難な精神障害者の授産施設の設置	H14～	支援法で制度変更 社会復帰機能の充実として第2次計画へ継続
訪問歯科診療	重度の障害者の訪問診療を働きかける	H14～	一部実施 今後周知・拡充を図る

事業項目	事業内容	計画年度	実施年度又は今後の方向性
障害者大学開催	学ぶことにより生きがいを持ち、ハンディを克服し、地域社会と共に学ぶ	H12	今後地域生活支援事業で実施を図る
笠岡市障害者雇用対策協議会(仮称)の設置	障害者雇用の促進	H13	計画どおり実施 今後自立支援協議会と協力
「福祉のまちづくり整備要綱(仮称)」の策定	整備の基準となる要綱の策定	H14～	当面は交通バリアフリー基本構想の推進に努める
民間施設のバリアフリー化推進	民間施設のバリアフリー化推進のため事業主に対する啓発、広報 笠岡駅をはじめとする公共機関のバリアフリー化の推進	H13	笠岡駅のバリアフリー化はH16に整備完了 今後は民間施設のバリアフリー化に努める
住宅の供給	障害者の利用に配慮した住宅の供給	H14～	H14浜田住宅で実施 今後の新築は配慮予定
スポーツ大会の開催	ふれあい大運動会、干拓車いす駅伝大会等の開催	H12	H14から笠岡市障害者スポーツ大会を実施
生活安全の確保	広報等を通じて周知を図る	H11	避難場所等防災情報を周知 要援護者避難支援プランとして第2次計画へ継続
国際交流活動の促進	インターネットによる情報交換等 スポーツ・文化交流への参加促進	H11	引き続き事業実施に努める
諸団体の国際交流活動への支援	障害者団体やボランティア等が行う国際交流活動の支援	H11	引き続き事業実施に努める

第3章 現状と課題及び今後の施策の方向

1 理解と交流の促進

障害のあるなしに関わらず，すべての人が住み慣れた地域で共によりよく生きていくためには，障害のない人が障害や障害のある人に関する正しい知識や理解を身に付け，それを深めていくことが不可欠の条件となります。しかし，現実には地域社会に今なお，障害者等に対する無理解や誤解に起因する差別や偏見が存在しています。

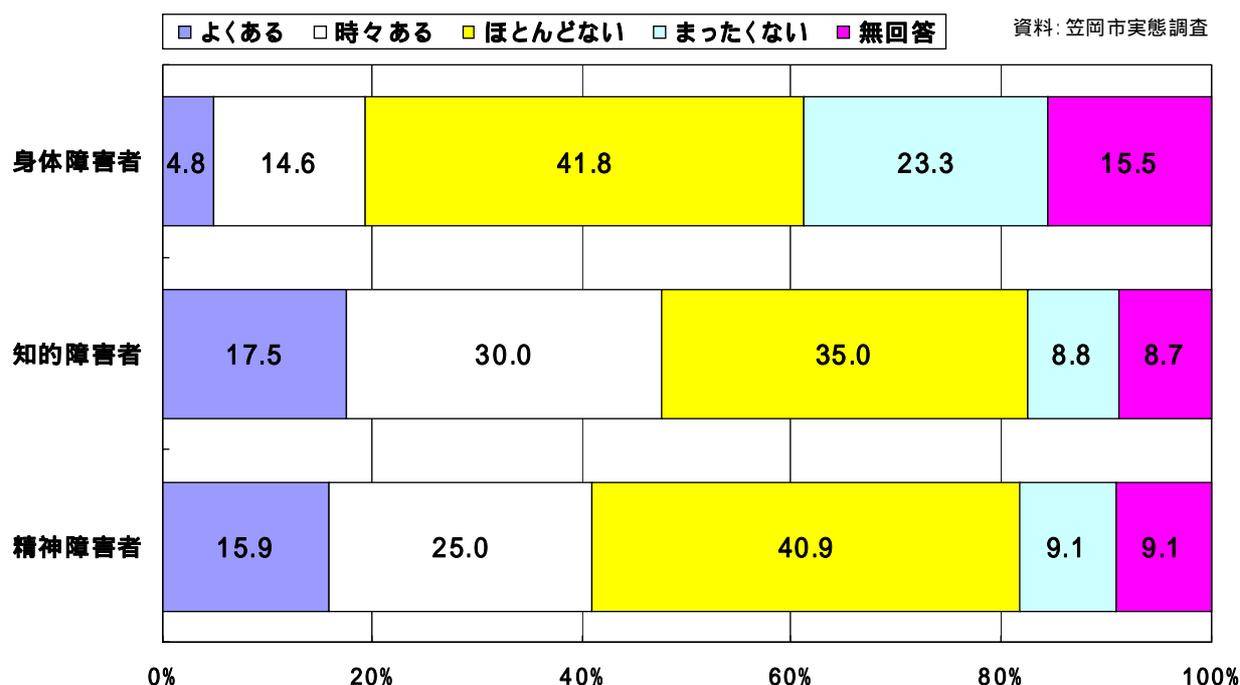
こうした障壁（バリア）を取り除くためには，市民に対する啓発・広報はもちろん，人的交流や福祉教育といった多様な施策を展開することが必要です。また，ボランティア活動の活性化を図ることも，交流や理解を促進するうえで大切です。

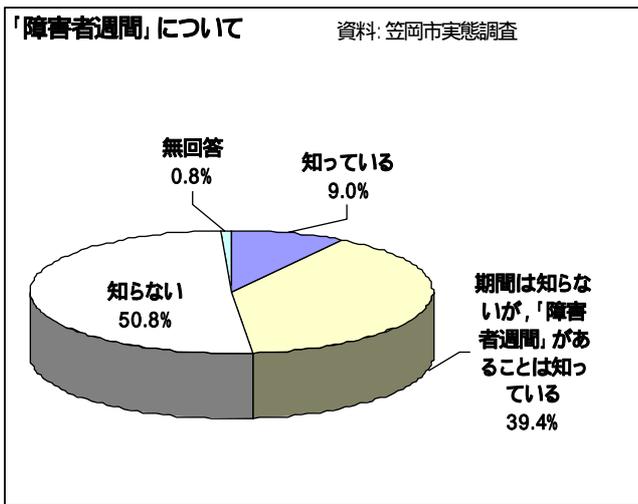
【現状と課題】

実態調査結果によると，「差別を受けたりいやな思いをしたこと」について，「よくある」と「時々ある」を合わせると，身体障害者が19.4%，知的障害者が47.5%，精神障害者が40.9%を占めています。

このことにより，障害及び障害者等への理解の促進を図るための啓発活動は，今後もより充実した形と内容で推進していく必要があります。

差別を受けたりいやな思いをしたこと





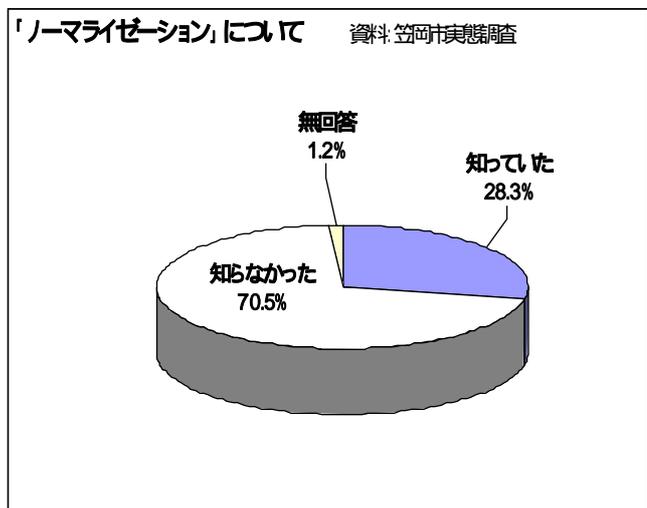
市民に対する実態調査（回収数254人，以下同じ）の結果で，「障害者週間」（ ）の周知度をみると，「知っている」人は9.0%であり，50.8%の人が「知らない」と答えています。

このことは「障害者週間」のPR不足と考えられるため，市主催の行事や講演会などを行うことが求められています。

また，「ノーマライゼーション」の周知度をみると，70.5%と大半の人が「知らなかった」と答えています。

障害のあるなしに関わらず，すべての人が社会の中で平等に最大限の機会が与えられ，人生を豊かに生きていくことは，ノーマライゼーション理念のもと，社会のあるべき姿として当然のことといえます。

このため，地域全体の福祉意識を高める必要があります。



「障害者への市民の理解を深めるために必要なこと」については，「福祉教育の実践」や「交流機会の設定」が多くあげられ，障害者の実態をよく知ってもらうことにより，市民への理解を深めることを望む人が多いことがうかがえます。

障害者への市民の理解を深めるために必要なこと（複数回答）

	回答数	%
学校で，福祉教育を行う	115	19.4
障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ	106	17.9
障害のある人が自立の努力をして，積極的に社会に進出する	101	17.0
各種行事への参加を通じて障害のある人への福祉意識を高める	85	14.3
企業が積極的に福祉活動に携わる	64	10.8
マスコミを通じて，障害のある人の生活をもっとよく知ってもらう	64	10.8
県や市の広報誌等で，障害のある人に対する理解をよびかける	56	9.5
その他	2	0.3
合計	593	100.0

資料：笠岡市実態調査

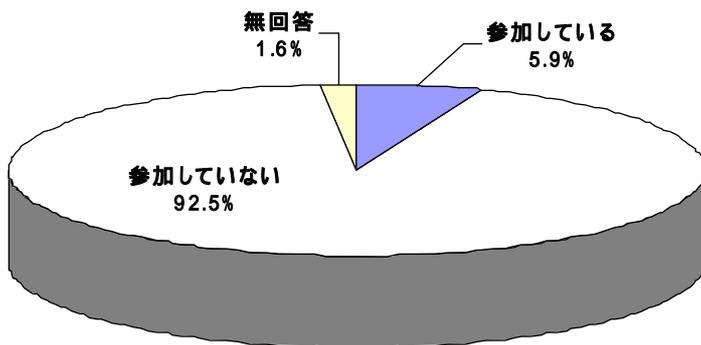
本市では、障害者等に関する啓発・広報活動として、「広報かさおか」に障害者等に関する様々な情報を掲載し、普及・啓発に努めていますが、一層の工夫と努力が求められています。

また、子どもたちから障害のあるなしに関わらず、共に学び理解を深めるために、毎年、西備養護学校と市内の小中学校との間で、交流教育を行っており、今後とも強化していきます。

ボランティア活動への参加について、実態調査では、「参加していない」が大半の92.5%となっています。そして、参加していない理由としては、「参加したいが、時間的余裕がない」が33.2%、「関心はあるが、わざわざ参加するほどではない」が26.0%となっています。「参加したいが、団体や問い合わせ先がわからない」の4.3%を加えると、参加意志や関心のある人は、参加していない人のうち63.5%にもなります。

今後、ボランティア団体や活動内容等の周知と情報発信を促進する必要があります。

ボランティア活動への参加について 資料: 笠岡市実態調査



ボランティア活動に参加していない理由

	人数	%
参加したいが、時間的余裕がない	78	33.2
関心はあるが、わざわざ参加するほどではない	61	26.0
あまり関心がない	33	14.0
ボランティアなどする気持ちがない	11	4.7
参加したいが、団体や問い合わせ先がわからない	10	4.3
他の人がやっているので、自分がやる必要はない	6	2.5
その他	33	14.0
無回答	3	1.3
合計	235	100.0

資料：笠岡市実態調査

ボランティア活動については、平成18年4月現在、障害者のためのボランティア活動団体が市内に10団体あり、「笠岡市ボランティアハウス」を拠点として活発に活動しています。市でもこれらの団体の活動費を助成し、積極的な支援を行っています。

市内で活動する福祉関連のボランティア団体

(平成18年4月現在)

福祉ボランティア名	会員数	活 動 内 容
笠岡市ヘルスボランティアの会	42	老人施設への奉仕、夢ウエル丸ボランティアなど
笠岡点字サークル	31	点字本の作成
笠岡手話サークル	32	聴覚障害者との交流、手話通訳など
笠岡音訳の会	31	テープ図書の作成、広報紙等の朗読奉仕
W i t h	6	障害者と健常者のふれあい
広報ボランティア	5	「社協だより」の取材・編集
笠岡要約筆記サークル	32	聴覚障害者への筆記サービス
笠岡手引きの会	40	視覚障害者及び盲ろう者のガイド及び通訳
ボランティアコスモスの会	13	要フォロー児の療育の援助
笠岡送迎ボランティアの会	22	移動制約者への運転・介助による外出の援助

資料：社会福祉事務所

【今後の施策の方向】

障害者等に対する差別・偏見をなくすため、行政、企業等すべての市民に対する啓発活動を充実します。また、障害及び障害者等に対する正しい理解と認識を深めるため、地域社会活動や行事等交流・ふれあいの場の充実を図ります。

児童・生徒に対しては、障害及び障害者等に関する福祉教育を充実します。また、市民によるボランティア活動を推進するとともに、技能ボランティアを育成し、共に助け合うまちづくりを目指します。

【目標】

障害や障害者等に対する市民の理解を促進する。

障害のあるなしに関わらず、すべての人の交流を促進する。

子どもころからの福祉教育を推進する。

障害者福祉に関わる各種のボランティア活動の活性化及び技能ボランティアの育成。

【重点実施事業】

(1) 理解の促進

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
障害者週間事業の充実	毎年12月3日から12月9日までの障害者週間に、行事や講演会等の開催を計画します。
市の広報による啓発・CATV()の利用	市民に身近な「広報かさおか」や笠岡市ホームページ、CATVを利用し、障害者問題について広報・啓発を行います。
各種大会等への支援	障害者団体等の活動を促進するため必要な支援を行います。
講座、講演会等の開催	障害者福祉に関する講演会やシンポジウム、作品展の開催を行い、障害や障害者等に対する理解を深めます。
市職員の啓発	市の職員に対して、障害者等に対する理解を促進するための研修を実施します。

(2) 交流の促進

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
障害者施設における交流	施設の障害者等と市民との交流機会を積極的に設けます。
参加しやすい環境の整備	地域の行事やイベントに障害者等が参加しやすくなるよう、主催者への啓発を進めます。
市職員との交流促進	市の職員のボランティア活動への参加を通じ、障害者等との交流を促進します。

(3) 福祉教育の推進

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
交流教育の充実	小中学校において養護学校等の児童生徒との交流教育を進めます。
福祉モデル（福祉教育実践）校の指定	小中学校の中から福祉モデル（教育実践）校を指定（委嘱）し、障害に対する理解を深め、また、ボランティアの体験等を行います。
福祉体験活動の実施	小中学校等において、福祉に関する体験活動を行い、障害者福祉への理解を深めます。

(4) ボランティア活動の推進

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
ボランティア団体の育成及び活動助成	市民に対して市内で活動するボランティア団体の情報を提供し、活動に対する支援を行います。
ボランティア講座の開催	市民の障害者等に対するボランティア活動を促進するために、関係団体と連携してボランティア講座を開催します。
ボランティア団体情報ネットワークの構築	情報誌発行やホームページによる会員募集、迅速な情報共有等の情報ネットワークを構築します。

2 相談体制，情報提供の充実

障害者やその家族が地域で安心して生活するためには，日々の生活で生じる様々な問題について，いつでも気軽に相談できる相談窓口が必要です。また，障害者福祉に関わるサービスは，保健，医療，福祉，教育，雇用等幅広い分野に及ぶため，総合的な相談に応じることのできる窓口の整備が不可欠です。

さらに，障害者は情報の入手の面でハンディを負っていることがあるため，行政情報に限らず，様々な情報を手軽に得ることができるよう，点字や手話などの情報提供手段の充実を図る必要があります。

【現状と課題】

本市における障害者福祉に関する相談は，社会福祉事務所の障害福祉グループが窓口となり，各種の相談や手続きを行ってきました。平成18年度から障害者自立支援法施行により身体・知的・精神障害者それぞれの相談支援事業所を開設しています。

また，平成17年度現在，相談員として身体障害者相談員9名，知的障害者相談員4名を設置し，身体障害者，知的障害者の相談に応じています。精神障害者の相談は従来より保健所と連携して応じてきました。相談内容は，医療，年金，手帳交付，将来への不安，家族の悩み等が多く，行政施策面での充実が求められています。

身体障害者相談員の活動日数（平成18年度）（単位：日）

訪問	会議	関係機関への連絡	その他	計
6	66	45	54	171

資料：社会福祉事務所

身体障害者相談員の相談及び指導件数（平成18年度）（単位：件）

手帳交付等	補装具	更生医療	施設入所等	就職	年金	結婚	医療	その他	計
2	2	0	19	5	5	0	26	269	328

資料：社会福祉事務所

知的障害者相談員の活動日数（平成18年度）（単位：日）

訪問	会議	関係機関への連絡	その他	計
4	27	9	30	70

資料：社会福祉事務所

知的障害者相談員の相談及び指導件数（平成18年度）

（単位：件）

養育	生活	施設	就学	就職	家族	その他	計
0	0	13	8	2	3	44	70

資料：社会福祉事務所

保健師による精神障害者の相談及び指導件数（平成18年度）

（単位：件）

医療	生活	介護	年金	制度	就職	その他	計
24	7	1	1	27	0	39	99

資料：社会福祉事務所

障害者のコミュニケーションへの支援としては、手話通訳者を設置し、聴覚、音声又は言語機能障害者に対する派遣を行っています。平成17年度の利用者数は33人、派遣回数は875回でここ数年は横ばいです。また、ファックス設置者に対しては、維持費を助成しています。

視覚障害者に対しては、「広報かさおか」をボランティア団体により朗読してもらい、テープに録音したものを、「声の宅配便」として様々な情報を編集したものを配布しています。

【今後の施策の方向】

障害者及びその家族が安心して生活できるよう、身体・知的・精神それぞれの相談支援体制から、一カ所で相談に応じられる総合相談支援体制を検討します。また、各種のサービスを有効に利用できるよう、行政サービス等の情報提供の充実に努めます。

さらに、障害者はその障害の様々な状況・環境によって情報の入手が困難な場合があるため、点字や音声、手話や要約筆記等による情報提供及びわかりやすい形の情報提供の充実に図ります。特に視覚障害者のための移動支援体制や、聴覚障害者のための手話通訳、要約筆記などの派遣制度を充実していきます。

【目標】

障害者やその家族の様々な相談に総合的に応じられる体制を整備する。
行政サービス等、障害者にとって必要な情報が十分に提供されるようにする。
点字や録音など、障害者のための情報獲得手段を充実する。

【重点実施事業】

(1) 相談体制の整備

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
障害者相談支援体制の整備	<p>障害者福祉に関する制度，サービス等について，身体・知的・精神のより専門を活かした相談に対応できる窓口の整備充実を図ります。また，発達障害()や高次脳機能障害()等にも対応できる体制づくりを図ります。</p> <p>将来的には窓口の統合による総合相談窓口の整備を検討し，現在の分散型からセンター集中型への移行に努めます。</p> <p>障害者個々に応じた支援のため，地域の多様な社会資源のネットワークの核となる井笠地域自立支援協議会の充実を図ります。</p>
相談員・相談支援専門員の資質の向上	<p>身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して定期的に研修を実施し，資質の向上に努めます。また，身体・知的・精神・発達障害者等の相談に応じる相談支援専門員の研修派遣や研修を実施し，資質の向上に努めます。</p>

(2) 情報提供・収集の充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
各種制度の広報	福祉制度，施策についてまとめた，福祉のべんり帳を作成し，配布していますが，定期的に改訂版を発行し，障害者福祉に関わる各種制度の周知を図ります。
点字，録音等による情報提供の充実	点字，録音テープによる情報提供に努めます。
声の宅配便による広報	視覚障害者に対して「声の宅配便」等による広報の充実に努めます。
聴覚障害者用ファックス維持費助成事業	聴覚障害者のコミュニケーション，緊急連絡等の便宜を図るために，継続して実施します。
インターネット等の活用への支援	インターネット等を活用した障害者の情報を提供します。
障害者団体，他の自治体との連携	障害者団体や他の自治体との連絡協議会を設置し，障害者に関わる情報の収集に努めます。

3 在宅福祉サービスの充実

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーション理念に基づいて導入された支援費制度により大きく様変わりしました。しかしながら、障害種別ごとのサービスであったり、地域格差が拡大するなど問題点も指摘されてきました。こうした制度上の課題を解決し、福祉サービスの一層の推進を図るため、障害者自立支援法が制定されました。

【現状と課題】

障害者自立支援法により障害者等に対する在宅福祉サービスとしては、介護給付事業として居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、生活介護、共同生活介護（ケアホーム）等の事業があり、訓練等給付の事業としては、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）等の事業があります。平成18年度末現在での利用状況は、次のとおりです。

介護給付事業等実績（平成19年3月分）

サービスの種類	利用者	利用量
居宅介護(ホームヘルプ)	30人	642.5時間
生活介護	18人	346日
児童デイサービス	26人	89日
就労継続支援(B型)	13人	253日
短期入所(ショートステイ)	9人	76日
共同生活介護(ケアホーム)	4人	124日
共同生活援助(グループホーム)	24人	679日

資料：社会福祉事務所

また、障害者自立支援法に基づき、笠岡市が取り組む地域生活支援事業として次の在宅福祉サービスを実施しています。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者若しくは障害児の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行うもの

地域活動支援センター 型

障害者及び障害児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティ

ア育成，障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものとし，併せて，相談支援事業の実施を行うもの

地域活動支援センター 型

障害者及び障害児を地域活動支援センターに通わせ，創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に雇用・就労が困難な在宅障害者に，機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを実施するもの

地域活動支援センター 型

障害者及び障害児を地域活動支援センターに通わせ，創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に通所による小規模な作業所の運営を行うもの

日中一時支援（旧短期入所《日帰り》）

デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障害児（者）を預かり，見守り，社会に適応する簡易な訓練を行うもの

また，必要に応じて自宅等から事業実施施設まで，及び事業実施施設から自宅等までの送迎サービスを行うもの

日常生活用具給付事業

在宅で心身に重度の障害がある人の日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行う事業

コミュニケーション支援事業

聴覚，言語機能，音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等に，手話通訳及び要約筆記等の派遣等を行うもの

自動車改造費の助成

通勤などのために自らが所有する自動車のハンドル，ブレーキ，アクセルなどを改造する必要がある場合にその費用を助成するもの

その他，在宅サービスとしては，はり，きゅう，マッサージ施術費の助成，福祉タクシー利用券の発行，無料バス券の発行，無料乗船券の発行等があります。さらに，寝たきりの障害者等を6カ月以上介護している世帯に対しては，介護の負担を軽減するために助成金を支給しています。

【今後の施策の方向】

障害者等やその家族が住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活が送れるように，在宅福祉の充実を図るとともに，社会参加や雇用・就労を促進するなど，障害者のニーズに応じた障害者福祉の充実に努めます。

【目標】

在宅福祉の充実

障害者等の在宅での生活を支援するため、障害者ホームヘルプサービスや短期入所事業などの在宅福祉の充実に努めます。

社会参加の促進

移動支援事業やバス・タクシー利用助成などの交通経費の軽減による障害者等の外出のための支援を図ります。

また、文化・スポーツ行事の開催により多様な社会参加の機会提供を行うほか、インターネットなどによる情報提供を図ります。

住環境の整備

障害者等が住み慣れた地域で生活できるよう住宅環境整備に努めます。

経済的安定のための施策

自立生活を支えるために、障害者及びその家族の雇用・就労の促進に努めると共に、各種手当・年金について周知を図り経済的安定の施策の充実に努めます。

【重点実施事業】

(1) 在宅サービスの充実

項目	今後の施策の方向
介護給付事業の充実	居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所などの在宅サービスの充実に努めます。
地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業の充実に努めます。
ケアホーム・グループホーム・福祉ホームの整備	ケアホーム並びに知的障害者・精神障害者グループホームの設置を働きかけます。また、身体障害者福祉ホームについて、公共住宅の活用等により、整備を図ります。
重症心身障害児（ ）等への支援	地域での障害福祉サービスの提供が不足している、重症心身障害児(者)や発達障害児(者)等への支援策の確立を図ります。

(注)在宅サービスの具体的な数値目標は、別冊の「笠岡市障害福祉計画」による。

(2) 社会参加への支援

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向	
コミュニケーションの支援	各種奉仕員の養成	点訳，朗読，手話，要約筆記等の各種奉仕員の養成を行います。
	手話通訳者の設置	聴覚障害者の自立支援 福祉の向上を図るため，手話通訳者を設置します。
	奉仕員派遣の充実	手話通訳者，要約筆記奉仕員の派遣について充実を図ります。
	ガイドヘルパーの養成・派遣の充実	視覚障害者等の外出を援助するために，ガイドヘルパーの養成・派遣の充実を図ります。
情報の支援	行政情報提供の充実	声の広報，F A Xによる緊急広報等，必要な行政情報等を提供すると共に，C A T Vにおける市の広報番組等への字幕，手話通訳等の挿入に努めます。

(3) 生活の安定

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向	
各種手当・年金制度の充実	各種手当・年金について周知を図るとともに，その充実を国，県に対して要望していきます。	
介護している家族への支援	障害者等を日常的に介護している家族への休息確保を支援するとともに，経済的安定のため，家族が就労しやすい障害福祉サービス環境の整備を図ります。	

4 施設福祉サービスの充実

障害者等が地域で生活するための在宅福祉サービスが充実しても、福祉施設の必要性がなくなることはありません。施設は、障害者等の生活の場としての機能だけでなく、社会復帰と自立のための拠点としての機能も持っているといえます。

現在在宅で生活している障害者等についても、将来、施設による援護が必要になったときに安心して利用できるよう、障害者それぞれのライフサイクル、障害特性等に応じた施設を整備しておくことが必要です。

【現状と課題】

障害者自立支援法及び旧法による施設サービスの利用状況は、次のとおりです。

施設サービス利用実績（平成19年3月分）

施設の種類	利用者数（人）	利用日数（日）
施設入所支援	11	341
身体障害者入所更生施設（旧法）	2	34
身体障害者入所療護施設（旧法）	13	377
身体障害者入所授産施設（旧法）	4	97
知的障害者入所更生施設（旧法）	61	1,819
知的障害者入所授産施設（旧法）	7	209
知的通勤寮（旧法）	1	31
知的障害者通所更生施設（旧法）	9	185
知的障害者通所授産施設（旧法）	35	714
合 計	143	3,807

資料：社会福祉事務所

利用者のうち、市内の施設（このしま荘，笠岡学園，ときわ学園）利用者は84人，市外の施設利用者は，59人です。

【今後の施策の方向】

障害者の施設サービスでは、旧法（支援費制度）による施設サービスが大半です。今後、概ね5年程度で新体系へ移行する予定ですが、新体系への移行が未定である施設の動向を踏まえて、笠岡市障害福祉計画へ反映したいと考えています。

また、障害者がいつでも気軽にコミュニケーションができ、いきいきと生活していくための障害者拠点施設（センター）を整備します。平成18年に「笠岡市精神障害者支援センター」を設置しましたが、身体障害者（児）、知的障害者（児）についても対応できるよう施設の充実を図ります。さらに、障害者の自立生活のための足場となる自立訓練サービスや就労継続支援サービスへの移行等、障害福祉施設の社会復帰機能の充実を図ります。

【目標】

障害者等のニーズに応じた施設の整備を進める。

障害福祉施設の社会復帰機能の充実を図る。

【重点実施事業】

(1) 施設福祉サービスの充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
障害者拠点施設の整備	障害者相談支援体制のセンター集中型と合わせて、三障害に対応した障害者拠点施設（センター）の整備充実を図ります。
障害福祉施設の社会復帰機能の充実	自立生活のための足場となる自立訓練サービスや就労継続支援サービスへの移行を働きかけます。

(注)施設福祉サービスの具体的な数値目標は、別冊の「笠岡市障害福祉計画」による。

5 保健・医療の充実

障害には、先天的なものや後天的な疾病・事故の後遺症など様々な要因がありますが、これらを未然に防ぐことは、すでに障害のある人に対する施策と同様にきわめて大切なことです。疾病後遺症の多くは生活習慣病が原因となりますが、今後、高齢化が進むとともに生活習慣病の患者もますます増えてくると予想されます。国は平成18年に医療関連法を成立させ、保険者に特定健診・保健指導を義務付けました。メタボリックシンドロームを早期に発見し、改善することによって心疾患や脳血管疾患を減らし、医療費の削減を図ろうとしています。そのため各種検診の精度をあげ、健康相談・健康教育等の充実を図る必要があります。

また、先天性障害については、早期発見、早期治療、早期療育の観点から母子保健対策を行うことが重要です。

さらに、障害を軽減し、自立を促進するためには医療機関だけでなく地域におけるリハビリテーション体制を整備することが必要です。

精神保健対策については、精神保健福祉手帳・自立支援医療・福祉サービスの申請など身近な相談は市町村で対応しており、保健所は処遇困難な事例や精神保健体制づくり等に対応しており、両者が連携をとり施策の展開を図る必要があります。

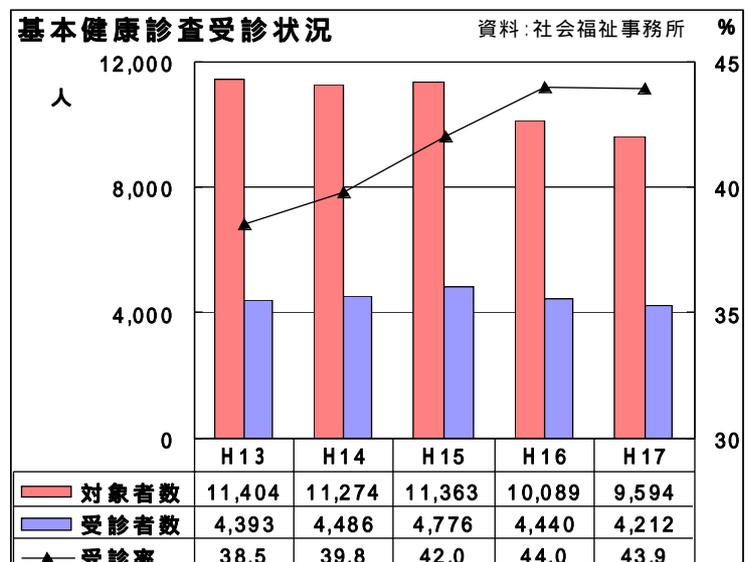
【現状と課題】

障害の原因となる生活習慣病などの疾病予防、早期発見・早期治療を図るため、成人基本健康診査及び各種がん検診を行っています。平成20年度からは保険者実施で特定健診に変わる予定です。

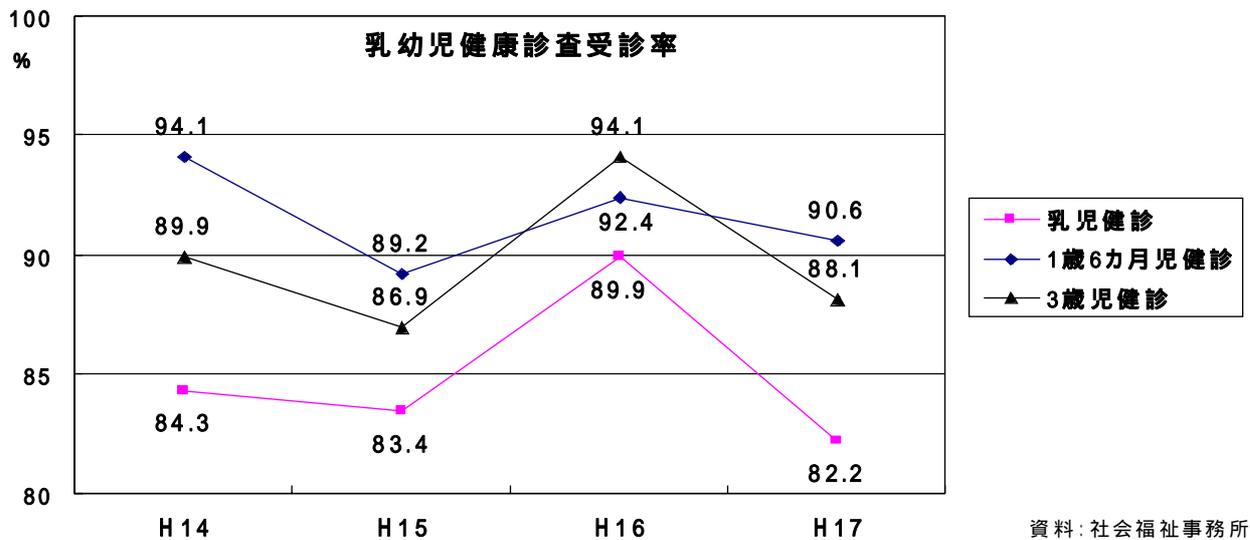
基本健康診査の受診率は、平成13年度以降、徐々に上がっています。

健診の結果必要と認められた人に対しては、事後指導として健康教育、健康相談を行っています。

母子保健対策としては、母子健康手帳交付時に妊婦面接、妊産婦を対象とした訪問指導、マタニティ教室や、障害の早期発見、早期対応のための乳幼児健康診査を行っています。健診の受診率は、乳児健康診査が82～90%、1歳6カ月児健康診査は89～94%、3歳児健康診査は、87～94%で推移しています。



また、母子を対象とした親子相談や育児相談、健診後の経過観察母子を対象に「2歳児子育て教室」等も実施しています。



障害者等のリハビリテーションとしては、介護保険対象の障害者は介護保険サービスを利用することが定着し、そのほかの障害者は自立支援サービスの中で生活リハビリテーションを利用しています。また、井笠地域リハビリテーション広域支援センターが15年度に設立され、リハビリ相談、関係職員の研修等を行っています。障害の軽減や機能回復を目的とした成人を対象とする更生医療は社会福祉事務所で扱っており、18歳未満の児童を対象とする育成医療は県が事務処理を行っています。

精神保健については、平成14年度から福祉部門に保健師を1名配置し、窓口での相談や、当事者の会、家族会、作業所への支援を行っています。

さらに、精神障害者のケア会議へ出席し、関係者間の意思統一を行い連携して支援しています。また、自立支援法ではじまった相談支援専門員等関係スタッフの資質向上に努めています。

【今後の施策の方向】

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、中高年齢者を対象とした健康診査、検診の受診率向上を図るとともに、健康教育や健康相談などを充実します。

また、乳幼児の障害の早期発見やすこやかな発達を促すために、乳幼児健康診査や保健指導・相談事業の充実を図ります。

障害のある人については、障害の軽減、障害者の自立の促進を図るため、地域におけるリハビリテーションの充実を図ります。

さらに精神保健対策についても、保健所等関連機関との連携を密にし、障害者が地域で自立した生活が送れるような支援施策を充実します。

【目標】

障害の発生予防と早期発見のために妊産婦，乳幼児健診や，生活習慣病に対する健診を充実するとともに相談や健康教育の強化に努める。

障害の軽減，障害者の自立の促進を図るため，リハビリテーション体制の一層の充実を図る。

精神保健対策については，県，市の役割分担を明確にしながら，施策の充実を図る。

【重点実施事業】

(1) 疾病等の予防

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
早期発見・早期治療の促進	疾病等を早期に発見し，適切な治療，療育等を行うことで，障害の除去，軽減を図ります。
各種健康診査，検診の充実	成人・老人保健対策としての健康診査，母子保健対策としての妊産婦，乳幼児及び就学前児童の健康診査については，受診率の向上に努め，障害・疾病等の発生予防，早期発見を図ります。
母子保健対策の充実	乳幼児期における母子を対象とした妊産婦のマタニティ教室，親子教室，育児相談等の充実を図り，適切な助言指導を行います。
成人健康対策の充実	生活習慣病等の疾病の予防を図るため，事後指導，栄養指導等の健康教育・健康相談の充実に努めます。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
地域リハビリテーションの充実	<p>身体障害者福祉サービスの中でリハビリテーション機能の充実を図ります。また、地域においては井笠地域リハビリテーション広域支援センターの活動の周知を図ります。</p> <p>高齢者のいきいきサロン活動の普及を図ります。</p>
重度心身障害者医療助成	<p>重度の身体・知的障害者の医療費助成制度について周知を図ります。</p>
はり、きゅう、マッサージ施術費助成	<p>身体障害者の健康維持、増進を図るために制度の周知を図ります。</p>
自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付	<p>障害の除去及び障害程度の軽減に努め、制度の周知を図ります。</p>
訪問歯科診療	<p>外出困難な重度障害者等の訪問歯科診療を行うため、制度の拡充を図ります。</p>

(3) 精神保健対策の充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
精神科デイケア・地域活動支援センターの周知	<p>精神科デイケア事業や地域活動支援センター等の社会復帰事業の周知を図り、医療機関や保健所等と連携して精神障害者の社会復帰に努めます。</p>
精神科救急医療システムの整備	<p>保健所と協議し、夜間・休日などの精神障害者の緊急時に対応できる精神科救急医療システムの整備を検討してきます。</p>
自立支援医療（精神通院）の周知	<p>精神障害者の病状及び日常生活の安定化のための医療継続を促すため、制度の周知を図ります。</p>

6 教育の充実

心身に障害を持つ児童の教育・育成は、その可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立して生活ができるよう、その基礎、基本を習得させることが最大の目的です。そのためには、児童一人ひとりの障害の種類、程度、能力、適性等に応じた多様な教育・育成の展開を図る必要があります、そのための諸条件の整備に努めていくことが重要です。

【現状と課題】

障害児の就学については、小・中学校に在籍する児童生徒及び新就学児で、心身に障害のある児童生徒の適切な就学を図るため、笠岡市就学指導委員会を設置し、総合的な見地から、適切な就学指導に努めています。

特別支援学校としては、市内には県立西備養護学校があります。また、特別支援学級は平成18年度現在、小学校に16学級、中学校に9学級あります。通級指導は、各教科の指導を通常の学級で受けながら、障害の状態の改善に必要な指導(言語訓練等)を特別の場で受ける教育形態で、平成18年度では2学級で行われています。

障害児の保育については、基本的に市内にある保育所に対応しています。

盲・聾・養護学校の就学状況

(平成18年5月1日現在、単位：人)

種別	学校名	所在地	設置者	笠岡市からの在学者数		
				小学部	中学部	計
養護学校	西備養護学校	笠岡市	岡山県	10	3	13
	岡山養護学校	岡山市	岡山県	0	1	1
	健康の森学園養護学校	新見市	岡山県	0	1	1
	誕生寺養護学校	久米南町	岡山県	0	1	1
聾学校	岡山聾学校	岡山市	岡山県	0	3	3

資料：笠岡市教育委員会

小学校，中学校の特別支援学級の状況

(各年度5月1日現在)

区 分			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
知的障害	小学校	学級数	9	11	11	13
		児童数	21	27	27	34
	中学校	学級数	5	7	6	6
		生徒数	17	20	14	12
情緒障害	小学校	学級数	2	2	3	3
		児童数	5	8	8	7
	中学校	学級数	2	2	3	3
		生徒数	2	3	5	6
難 聴	小学校	学級数	1	1	1	0
		児童数	1	1	1	0
合 計		学級数	19	23	24	25
		児童生徒数	46	59	55	59

資料：笠岡市教育委員会

通級指導の状況

(各年度5月1日現在)

区 分			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
言語障害	小学校	教室数	2	2	2	2
		児童数	15	20	24	25

資料：笠岡市教育委員会

障害児保育の状況

(各年度5月1日現在)

区 分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
公立保育所	施設数	0	1	4	3	
	児童数	0	1	6	7	
私立保育所	施設数	1	1	3	3	
	児童数	1	1	8	7	
合 計		施設数	1	2	7	6
		児童数	1	2	14	14

資料：社会福祉事務所

【今後の施策の方向】

発達障害児を含むすべての障害又はその疑いのある就学前の子どもに対し、適切な時期に適切な療育が行われるよう、きめ細かな療育体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき自立生活を送ることができるよう、特別支援教育の総合的な推進体制の充実を図ります。

さらに、学校等における障害児の受け入れ体制、施設・設備の整備等を推進します。

【目標】

障害児の療育・保育体制の充実を図る。

適正就学を推進し、特別支援教育の一層の充実を図る。

障害児のための教育施設・設備等の改善に努める。

【重点実施事業】

(1) 療育・保育の充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
早期療育体制の整備	適切な時期に適切な療育が行われるよう、保健所、児童相談所、医療機関等、保健・医療・福祉の連携を図ります。
障害児等療育支援事業の充実	地域で家庭から通いながら療育を受けられる知的障害児通園事業の充実を図ります。また、療育相談や発達が気になる就学前の幼児を対象に親子の関わり方を目的とした「はとぼっぼ教室」の拡充を図ります。
発達障害児(者)支援体制整備事業の実施	「岡山県発達障害者支援体制整備事業要綱」により、乳幼児期から成人まで一貫した、発達障害児(者)の支援体制の整備を図り、支援を行います。
障害児保育体制の充実	障害児の受け入れ体制をとっている保育園に対して、保育士の加配や人件費補助等により障害児保育を充実すると共に、健常児の保護者、市民の障害児に対する理解を促進します。また、保育士の研修等資質向上に努めます。 学童保育については、障害児の受け入れを促進します。

(2) 特別支援教育の充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
就学指導の充実	就学指導委員会等において個々の障害児の状況に応じた適切な就学指導に努めるとともに、保護者の理解を図ります。
教育相談の充実	教育相談室等における保護者への教育相談において的確な助言指導を行うよう、相談員の資質向上に努めます。
教職員研修の充実	特別支援学級担当教員だけでなく、すべての教職員の資質向上を図るため、特別支援教育に関する各種研修を充実します。
特別支援教育推進のための環境整備	障害のある児童生徒の就学の機会を拡充するため、スロープやエレベーターの設置など、学校施設の改善、整備を行います。
特別支援教育推進体制の充実	発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し適切な教育を行うため、「笠岡市特別支援教育推進計画」をもとに、特別支援教育の総合的な推進体制の充実を図ります。

7 雇用，就労の促進

障害者が職業に就いて自立することは、経済的側面だけでなく、障害者の社会参加や生きがいという意味からもきわめて重要です。

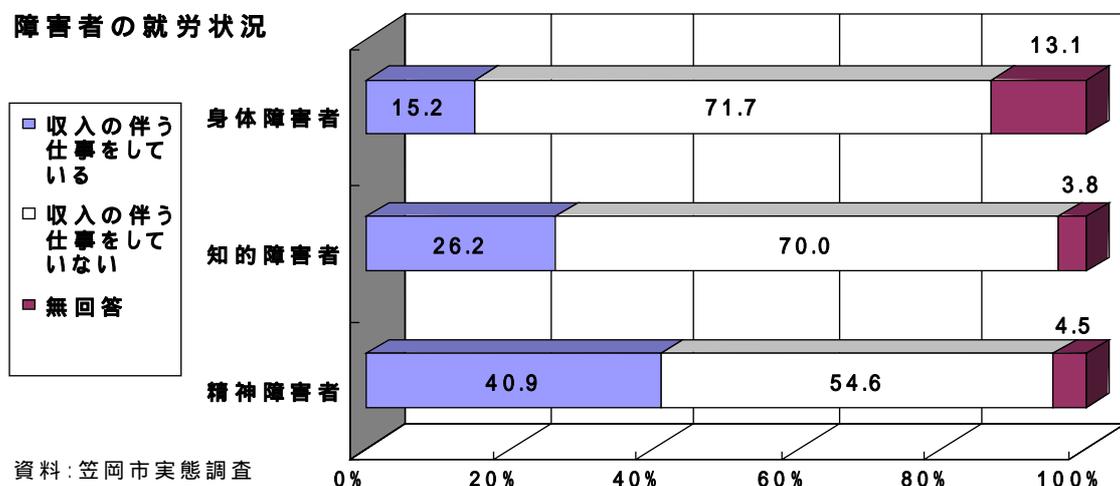
障害のために特定の仕事について就労が困難となる場合もありますが、実際には能力があるにも関わらず、就労環境が不備なために就労できない場合も多いといえます。

そのため、障害者の雇用・就労を促進するためには、まず事業主や社会全体が障害者に対する正しい理解と認識を持つことが大切です。また、障害者自身の職業的自立能力を高めるために、職業訓練等の機会を確保することも必要です。

経済的自立の観点から一般就労が望ましいと考えられますが、そうした就労が困難な重度障害者をはじめとした障害者の雇用については、市の特性を活かしたきめの細かい場所づくりを検討していきます。

【現状と課題】

実態調査によると、「収入の伴う仕事をしていない」人は、身体障害者が71.7%，知的障害者が70.0%，精神障害者が54.6%となっており、障害者の就労率が依然として低いことがわかります。



法定雇用率（平成10年7月1日施行）

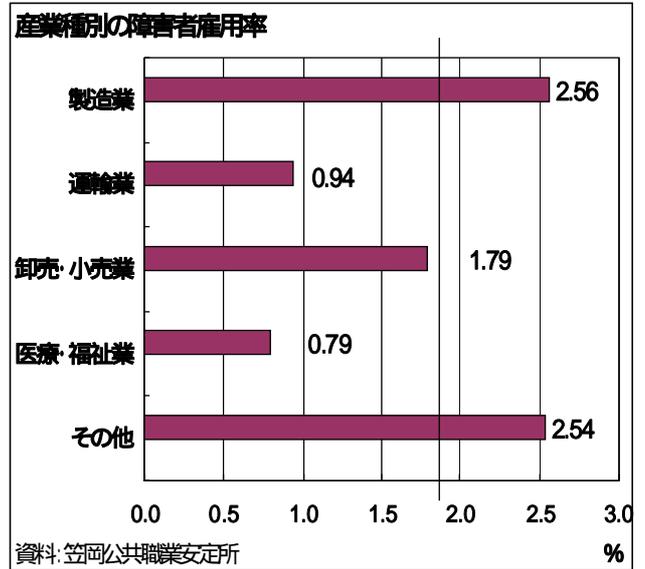
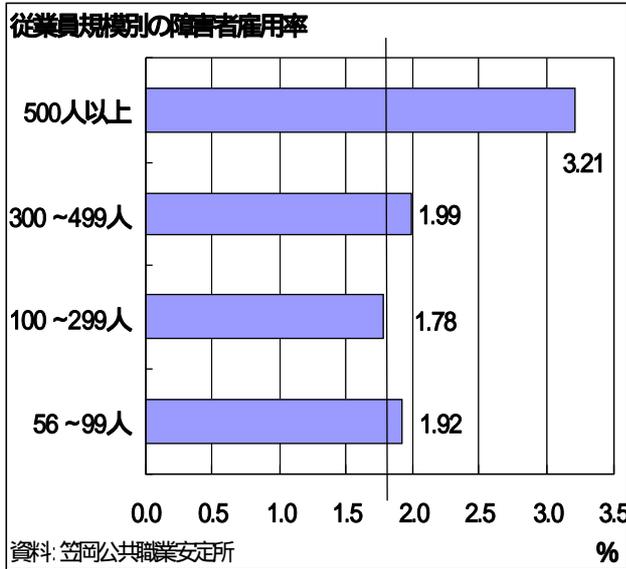
障害者の法定雇用率については、平成9年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、平成10年7月1日より、右記のように改められています。

種 別	法定雇用率
民間企業	1.8%
国及び地方公共団体 (都道府県等の教育委員会)	2.1% (2.0%)
特殊法人	2.1%

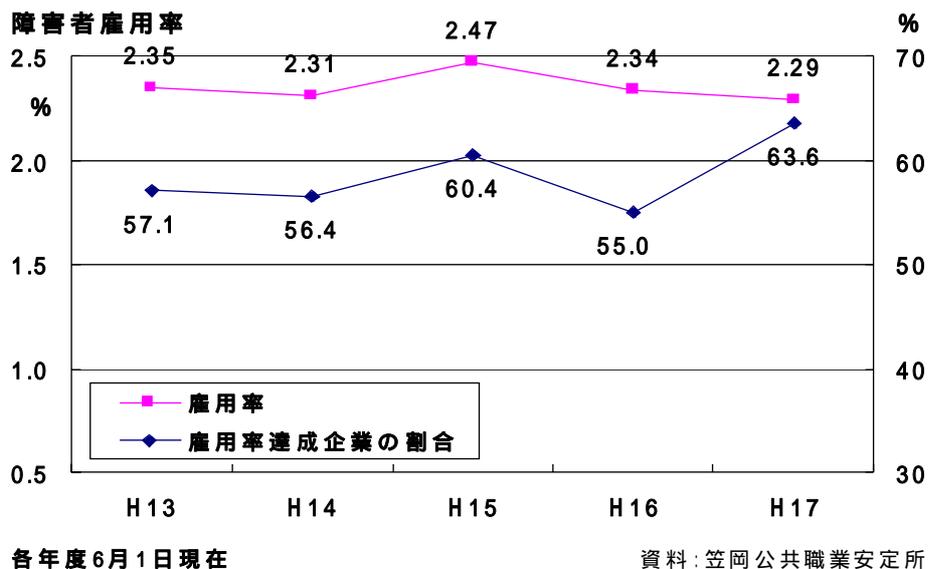
笠岡公共職業安定所管内の民間企業の障害者雇用率をみると、平成17年6月1日現在、企業全体の平均雇用率は2.29%で、法定雇用率を達成しています。

しかし、企業規模別でみると、従業員数100～299人の企業では、わずかに法定雇用率に達していません。

また、産業種別では、運輸業と医療・福祉業などで、法定雇用率未達成となっています。



さらに、障害者雇用率の推移をみると、平成16年度から低下していますが、法定雇用率を達成している企業の割合は、平成17年度で伸びています。



井笠地域では、井笠地域雇用対策推進協議会(事務局：笠岡公共職業安定所)を設置し、管内の法定雇用率未達成企業を対象とする障害者雇用促進会議を開催して、雇用率達成のための助言、指導を行っています。

また、笠岡雇用開発協会(事務局：笠岡商工会議所)や井笠地区障害者雇用連絡会議(事務局：笠岡公共職業安定所)、笠岡市障害者雇用対策協議会(事務局：笠岡市産業振興課)では、各種雇用促進施策や連絡会議での意見・情報交換等を実施しています。

倉敷障害者就業・生活支援センターでは、岡山障害者職業センター及び管内の職業安定所と連携し、就労相談や生活支援、求職活動支援、職場定着支援等を実施しています。

本市では9月の障害者雇用促進月間には、広報「かさおか」で障害者の雇用についてのPRを行っています。

障害者を雇用した企業にその賃金の一部を助成する「特定求職者雇用開発助成金」や「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」等の各種助成制度の運用を、公共職業安定所や社団法人岡山県雇用開発協会が窓口となっています。

今後は障害者の雇用を一層促進するため、障害者団体、相談支援専門員、企業、職業安定所などがネットワークを組む「井笠地域障害者自立支援協議会就労連絡会」を立ち上げ、既存の協議会等と協調・協同しながら、就労支援を進めることが必要です。

障害者の職業紹介状況(笠岡公共職業安定所管内)

(単位:人,件 平成18年3月末現在)

年度末現在登録者			左の内訳			新規求職	就職件数
計	身体障害者	知的・精神障害者	有効求職者	就業中の者	保留中の者	申込件数	
549	386	163	218	273	58	94	34
(178)	(158)	(20)	(70)	(91)	(17)	(28)	(11)

注：()は内数で重度障害者数

資料：笠岡公共職業安定所

【今後の施策の方向】

障害者の企業等への就労を促進するため、法定雇用率の達成指導や各種助成制度の周知等、事業主等への啓発・指導を充実します。

また、知的障害者職親委託制度や更生訓練費給付事業等、障害者の職業能力向上のための職業リハビリテーションの充実に努めます。

さらに、企業等への就労が困難な障害者のために、就労継続支援事業や地域活動支援センター型事業等、個人のニーズ、適性、能力に応じた福祉的就労の場の拡充を図ります。

【目標】

重度障害者を含めた障害者の企業等への就労を促進する。

企業等への就労が困難な障害者のために、福祉的就労の場を拡充する。

【重点実施事業】

(1) 就労の促進

項目	今後の施策の方向
法定雇用率の達成 指導	雇用率達成のため、井笠地域雇用対策推進協議会による障害者雇用促進会議を開催して、障害者雇用への理解と協力を求めます。 また、障害者雇用促進月間等を利用し、事業者に対する障害者雇用の啓発に努めます。
公共機関の障害者 雇用の促進	法定雇用率の達成はもとより、積極的な雇用に努めます。
雇用環境の整備	障害者の就労を促進するために、事業主等に対する整備助成等についての広報・啓発に努めます。
職場定着指導の充 実	一般企業へ就職した障害者の職場定着を図るため、訪問による定着指導を充実します。
職業リハビリテー ションの充実	知的障害者職親委託制度や更生訓練費給付事業の要綱等を整備し、事業実施に努めます。
井笠地域障害者自 立支援協議会就労 連絡会の設置	井笠地域障害者自立支援協議会就労連絡会を設置し、障害者の雇用促進のためのネットワークづくりを行います。

(2) 福祉的就労の場の充実

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
就労継続支援事業への誘導	新サービス体系への移行に伴い、障害者の働く場としての就労継続支援事業への移行を推進し、民間事業者に対する働きかけに努めます。
精神障害者社会適応訓練事業	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を事業所に委託して職業を与えとともに社会生活への適応のために必要な訓練を行います。また、協力事業所の拡大に努めます。
地域活動支援センター型事業の整備育成	地域活動支援センター型事業の拡充に努めると同時に、運営の安定化を図るため、助成制度の充実を国、県等に働きかけていきます。

8 総合的な福祉のまちづくり

障害者等が各種の活動に自由に参加できる社会づくりのためには、建物や道路などの物理的な障壁が除去されていることが基礎的な条件となります。

そのため、これからのまちづくりは、段差の解消や障害者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、障害者等だけでなくすべての人にとって安全性、利便性、快適性を確保するものでなければなりません。

また、市民の安らぎと憩いの場となる公園・緑地、水辺空間等のオープンスペースについても、障害者等や高齢者を含めたすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備する必要があります。

さらに、障害者等が住み慣れた地域で生活するために、その利用に適した住宅の改造・整備を行うことや交通費の助成など、障害者等の移動を支援する施策の充実も大切です。

【現状と課題】

実態調査結果によると、外出で困ることでは、道路や建物等の整備に加え、交通費や移動費用に不安を感じています。また、外出のために整備してほしいものとしては、「歩道の整備、段差の解消」と「障害者用トイレの設置」が最も多くなっています。

「外出で困ること（複数回答）」

順位	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	タクシー代など経費がかかる(29.0%)	まわりの人の理解と配慮がない(23.6%)	一緒に行動してくれる人がいないので不安(41.0%)
	道路や駅に階段や段差が多い(26.8%)	車などに危険を感じる(22.2%)	外出するとお金がかかる(35.9%)
	バスや電車の乗り降りに不便を感じる(20.7%)	タクシー代など経費がかかる(16.7%)	人の目が気になる(30.8%)

資料：笠岡市実態調査

「外出のために整備してほしいもの（複数回答）」

順位	身体障害者	知的障害者
	歩道の整備，段差の解消(46.9%)	歩道の整備，段差の解消(22.7%)
	障害者用トイレの設置(30.3%)	障害者用トイレの設置(18.2%)
	エレベーターの設置(20.9%)	ガイドヘルパー等介助者の派遣(15.2%)

資料：笠岡市実態調査

国は、平成6年に「ハートビル法（通称）」を制定し、また、県は平成12年に「岡山県福祉のまちづくり条例」を制定しました。さらに、国が平成12年に制定した「交通バリアフリー法（通称）」に基づく「笠岡市交通バリアフリー基本構想」を、本市において平成15年9月に策定しました。これらはいずれも、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用しやすい施設の整備について、取り決めがなされています。

本市では、すべての人にやさしいまちづくりのために、公共施設での障害者用トイレの設置や市道を中心に歩道への視覚障害者誘導用ブロックの敷設、段差の解消等を行っています。しかし、「ユニバーサルデザイン（ ）のまち」という観点からみると、まだまだ多くの課題が残されています。今後もこれらの事業を、「岡山県福祉のまちづくり条例」や「笠岡市交通バリアフリー基本構想」で定められた内容にしたがって推進していく必要があります。

また、市民の安らぎの場としての公園・緑地、水辺空間等についても、その整備を進めるとともに、障害者用トイレの設置等、バリアフリー化を図っています。

さらに、市営住宅については、障害者専用の住宅はありませんが、高齢者向けとして室内をバリアフリー化した住宅を、樋守住宅の一部と浜田住宅で整備しています。

市内の都市公園の整備状況

(平成18年4月1日現在)

種別	施設数	面積(m ²)	左のうち主なもの			
			所在地	名称	面積(m ²)	告示年月日
風致公園	1	39,500	笠岡	古城山公園	39,500	H17. 3.29
街区公園	25	65,180	カブト南町	神島内浦3号公園	7,330	H14. 1.25
運動公園	3	407,800	走出	かさおか古代の丘スポーツ公園	182,800	H18. 1.27
緑道	2	70,580	十一番町	十一番町緑道	61,000	H18. 1.27
広場公園	1	223,000	カブト東町 外	かさおか太陽の広場	223,000	H11. 4. 1
合計	32	806,060				

資料：都市計画課

実態調査結果では、住宅改造の希望がある人は、身体障害者で55.2%、知的障害者で32.6%になることがわかりました。改造箇所としては、風呂とトイレが特に多くなっています。

住宅改造の希望（在宅者のみ）

希望	身体障害者	知的障害者
ある	55.2%	32.6%
ない	44.8%	67.4%

資料：笠岡市実態調査

住宅の改造したい所（複数回答）

順位	身体障害者	知的障害者
	風呂(60.7%)	風呂(71.4%)
	トイレ(43.4%)	トイレ(57.1%)
	台所(22.1%)	階段(35.7%)

障害者等の交通手段の確保、移動支援としては、福祉基金を利用した障害者等交通費助成事業など、様々な施策を行っています。

障害者等交通費助成事業

事業名	事業内容	助成額
タクシー料金助成事業	低所得世帯(所得税非課税世帯)の者で、身体障害者手帳(1～2級)及び療育手帳を所持している者に、タクシーの利用券を交付	中型タクシー1回の基本料金の乗車券を年48枚以内
定期路線バス交通費助成事業	身体・知的障害者(児)、精神障害者に市内の路線バス無料券を交付	委託料として事業者年に年間3,600,000円
定期旅客船交通費助成事業	島しょ部に住所を有する身体・知的・精神障害者等が市内定期旅客船を利用の際、その乗船券を交付	普通旅客船運賃の乗船券を年48枚以内 月に3回以上通院が必要と確認された者は96枚以内
透析患者通院助成事業	透析のため通院している人(所得税非課税者)に対して通院助成を実施	月額2,500円

その他移動支援のための施策

事業名	事業内容	助成額
移動支援事業(個別支援型・グループ支援型)	市町村実施の地域生活支援事業の一つ 屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を実施	利用者負担1割 残り9割を委託料として事業者へ支出

【今後の施策の方向】

障害者等にとって利用しやすいまち、すべての人にとって利用しやすいまちである、という観点から、公共及び公共的施設や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、民間の施設や交通機関等においても、物理的な障壁の除去を指導、要請していきます。

また、公園・緑地、水辺空間等についても、障害者を含めたすべての市民が利用できるように、バリアフリーの整備を推進します。

さらに、障害者等の移動を容易にするための交通手段の確保や費用の助成等、移動支援施策を一層充実します。

【目標】

建築物や道路等の物理的な障壁をなくし、誰もが利用しやすいまちづくりを進める。

公園・緑地、水辺空間等の整備、バリアフリー化を推進する。

障害者等の社会参加を容易にするための移動支援施策を一層充実する。

【重点実施事業】

(1) 福祉のまちづくり

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
笠岡市交通バリアフリー基本構想の推進	岡山県福祉のまちづくり条例や笠岡市交通バリアフリー基本構想の円滑な推進に努め、ユニバーサルデザインの概念を反映したまちづくりが行われるよう、全庁的に取り組みます。
公共施設のバリアフリー化推進	公共施設を障害者等が利用しやすくするために、バリアフリー化を推進します。
民間施設のバリアフリー化推進	民間施設や公共的施設のバリアフリー化を推進するために、事業主等に対する啓発・広報に努めます。
バリアフリー住宅の供給	高齢者や障害者等の利用に配慮した住宅の整備・供給に努めます。

(2) 公園・緑地，水辺空間等オープンスペースの整備

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
公園・緑地等の整備とバリアフリー化推進	障害者等や高齢者も安全で快適に利用できるよう配慮された公園や緑地，水辺空間等の整備を推進し，アメニティー空間の創出とバリアフリー化に努めます。
既設公園・緑地等のバリアフリー化推進	既設公園等を再構築する際には，障害者等や高齢者も安全で快適に利用できるよう配慮していきます。

(3) 移動，交通手段の確保

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
移動支援事業の拡充	自家用自動車を使用した安価な有償旅客運送の実施要望が強いため，車両移送型の移動支援事業について，事業実施を図ります。
車いす貸与事業の促進	車いすを必要とする在宅の障害者等に対して車いすを一定期間無料で貸与する事業を促進します。
障害者用自動車改造助成事業の促進	自動車改造費の助成制度について周知を図り，利用者の拡大に努めます。
リフト付きバス，低床バスの導入	障害者等が利用しやすいリフト付き路線バス，低床バスの導入を事業者等へ働きかけます。

9 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

障害者等がスポーツ，レクリエーション，文化活動などへ積極的に参加することは，障害者等の自己表現や能力の開発，社会参加を通じた生活の質の向上につながる重要な活動です。

障害者等にとって，スポーツは体力の維持増進や機能訓練にも大きな効果があるばかりでなく，自立や社会参加を促進するうえで重要な意義を持っています。

また，これらの活動でいろいろな人々とふれあうことは，障害者同士の交流を深めるとともに，地域社会の障害者等に対する理解を得る機会としても重要です。

【現状と課題】

実態調査結果をみると，文化活動及びスポーツ活動への参加を行っている人は，10%未満となっています。身体障害者では，さらに少ないことがわかります。参加内容では，文化活動で「工芸」，「芸術」，「音楽」，スポーツ活動で「ゲートボール」，「グラウンドゴルフ」，「水泳」などとなっています。

文化活動への参加状況

参加	身体障害者	知的障害者
している	6.8%	9.3%
していない	93.2%	90.7%

資料：笠岡市実態調査

参加内容

身体障害者	知的障害者
工 芸(6人)	芸 術(5人)
芸 術(5人)	音 楽(1人)
音 楽(5人)	
奉仕活動(1人)	
将 棋(1人)	

スポーツ活動への参加状況

参加	身体障害者	知的障害者
している	4.6%	9.7%
していない	95.4%	90.3%

資料：笠岡市実態調査

参加内容

身体障害者	知的障害者
ゲートボール(3人)	水 泳(3人)
グラウンドゴルフ(3人)	その他(4人)
水 泳(3人)	
その他(2人)	

今後やってみたいスポーツ・レクリエーション，文化活動を尋ねたところ，スポーツ・レクリエーションでは，球技や水泳，カラオケなど，文化活動ではパソコンや料理，絵画などとなっています。

今後は，これら障害者のニーズに応じた活動の場，機会を確保する必要があります。

今後やってみたいこと（三障害合計）

スポーツ・レクリエーション	文化活動
野球・ソフトボール(5人)	パソコン(23人)
水泳(4人)	料理(11人)
テニス・カラオケ(各3人)	絵画(4人)
旅行・卓球・ニューズ(各2人)	編み物・音楽鑑賞(各2人)
バレーボール・バスケットボール(各2人)	華道・書道・短歌・洋裁(各1人)
ゲートボール・登山・アライバル(各1人)	木彫り・英語・ゲーム(各1人)

資料：笠岡市実態調査

本市では，障害者等や高齢者が，天候に左右されることなく，いつでもスポーツやレクリエーション活動を行うことができる，屋根付きの全天候型グラウンド「ゲンキかさおか広場」が，グラウンドゴルフ，ゲートボールをはじめ，多くの人の交流の場となっています。

また，市が実施主体の地域生活支援事業において，スポーツ教室や料理教室，文化講座等を開催しています。

スポーツでは，毎年春に岡山県身体障害者体育大会が開催され，本市からも参加しています。

【今後の施策の方向】

障害者等のスポーツへの参加機会を拡充するため，笠岡市障害者大運動会などの開催，身体障害者体育大会等，スポーツ大会への参加を支援するとともに，ボランティア等を活用した指導員の育成に努めます。

また，障害者等の作品展等を開催し，芸術・文化活動を促進します。

さらに，障害のある人が集うレクリエーション活動の充実を支援するとともに，一般的なレクリエーション活動にあっても障害のある人の参加を前提として企画し，お互いに社会の一員として共に楽しみを享受する活動を目指します。

【目標】

障害者等のスポーツ，レクリエーション，文化活動の振興を図る。

【重点実施事業】

(1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
スポーツの振興	障害者等のスポーツへの参加機会の拡充を図ります。
レクリエーション活動への支援	障害者等を対象とした行事や障害者団体の行うレクリエーション活動を支援します。
指導員の養成	障害者等の文化，スポーツ，レクリエーション活動を促進するためにボランティア等を活用した指導員の養成に努めます。
障害者等の作品展の開催	障害者等の作品展を開催し，障害者等の創作活動を支援します。
障害者スポーツ大会の開催	障害者等のスポーツ活動を支援するために，障害者スポーツ大会，スポーツ教室等を開催します。

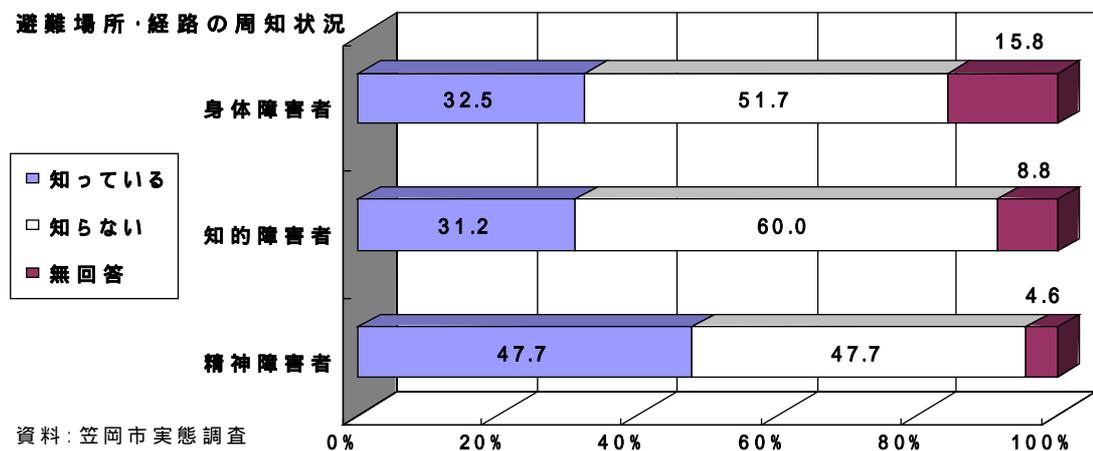
10 防犯・防災体制の整備

地震，火災，水害等の災害や犯罪に対して，障害者等は，迅速かつ適切な行動をとりづらく，また，必要な情報を得にくいなど，災害，犯罪発生の際には，一層のハンディキャップを負うことになります。

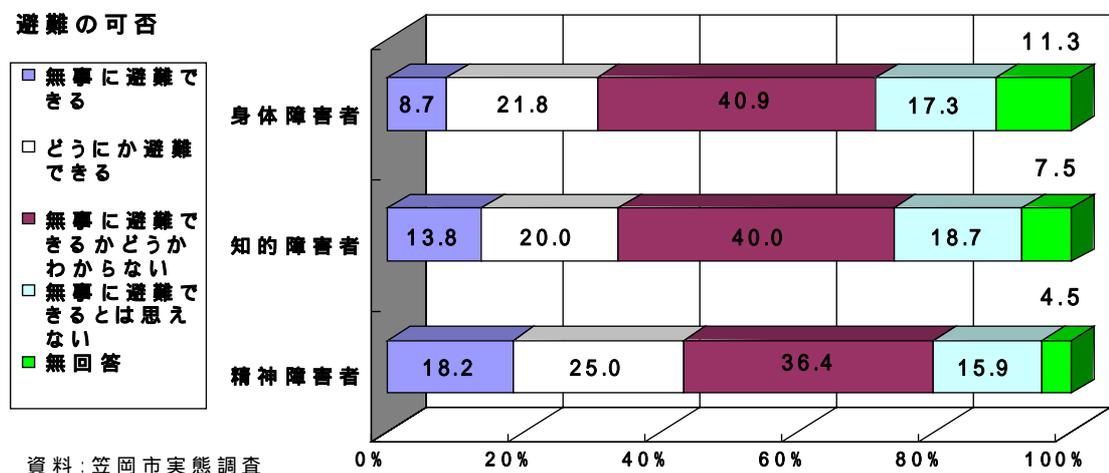
障害のある人が安心して地域で生活するためには，障害者等を犯罪や災害から守る防犯・防災体制が整備されていることが必要です。また，急病などの緊急時に適切な対応がとられるよう緊急通報システムなどが必要です。

【現状と課題】

避難場所・避難経路を知っているかどうかを尋ねたところ，「知らない」と答えた人が，身体障害者では51.7%，知的障害者は60.0%，精神障害者は47.7%でした。



また，災害時に避難できると思うかどうかという質問では，「無事に避難できるかわからない」と「無事に避難できると思えない」を合わせると，身体障害者58.2%，知的障害者58.7%，精神障害者52.3%と，半数以上の人々が避難時の不安を訴えています。



現在、本市では、日常生活用具として福祉電話、ファックス、火災警報器、自動消火器等を給付し、災害や犯罪に対する備えを推進しています。

しかしながら、災害や犯罪発生時においては、連絡機器の設置だけでは十分に機能しないことから、地域ぐるみでの助け合いができるような体制づくりを進め、障害者が安心して暮らせる地域社会を形成していく必要があります。

こうしたことから、平成18年度から災害時要援護者台帳を設置しています。これは、当事者の申請により台帳に登録し、災害時要援護者避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会組織、消防支援協力員及び福祉関係者と連携し、避難支援を行うものです。障害者関係では、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の障害をお持ちの方を中心に平成18年度末現在で約90件の登録があります。

また、主に聴覚障害者を対象に火災、救急及び救助等の緊急事案に際し、笠岡地区消防組合と相互にファクシミリ通報を行うファクシミリ緊急通報制度も整備しています。

【今後の施策の方向】

障害者等が安心して地域生活を送れるよう、防犯・防災対策の充実を図ります。特に緊急時通報システムの利用促進を図ります。

また、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために災害時要援護者台帳への登録を啓発し、自主防災組織、自治会組織、消防支援協力員及び福祉関係者と連携し災害時要援護者の避難支援体制を充実します。

【目標】

障害者等を含めてすべての人が安心して暮らせるよう、防犯・防災体制を整備します。

【重点実施事業】

(1) 防犯・防災体制の整備

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
災害時要援護者台帳の整備	災害時要援護者台帳を整備し，障害者等の災害時要援護者の把握に努めます。
緊急通報システムの利用促進	福祉電話（緊急ペンダント）及び聴覚障害者に対するFAXによる相互緊急通報システムについて利用促進を図ります。
避難支援	自主防災組織，自治会組織，消防支援協力員及び福祉関係者と連携し，災害時要援護者の避難支援を行います。
災害時要援護者避難支援プランの策定	災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため，災害時要援護者避難支援プランを策定します。
生活安全の確保	広報かさおか等を通じて周知を図ります。

11 国際交流の推進

近年，国際化の進展に伴い，障害者福祉の分野においても，国際交流が活発になっています。

諸外国の障害者や福祉関係者との交流は，国際感覚を養うとともに，障害者問題に対する視野を広げるなど，障害者等の自立と社会参加を促進するうえで大きな意義を有しており，国際協力を含め，今後ますますその重要性が増すものと思われま

【現状と課題】

国レベルでは，平成4年にE S C A P (国連アジア太平洋経済社会委員会)で「アジア太平洋障害者の十年」()が採択されました。この「十年」は平成14年5月のE S C A P総会において，さらに10年延長され，国際的な取り組みが実施されています。

障害者をはじめ市民すべてが，国際社会の一員として，国際的な視野を持って障害者等を取り巻く様々な問題に取り組み，また，国際性豊かな人づくりを進めるために，なお一層の国際交流・国際協力の推進を図る必要があります。

【今後の施策の方向】

本市では，平成11年に「笠岡国際交流協会」が設立されており，障害者や障害者団体の国際交流活動，国際協力活動への参加をなお一層支援します。

また，障害者団体相互間の国際交流の促進に努めるとともに障害者福祉に関する国際会議や行事の開催等，交流機会の確保に努めます。

さらに，インターネット等の情報通信機器の利用による国際交流活動についても，その取り組みを検討していきます。

【目標】

障害者の国際交流活動への参加促進を図る

障害者団体等の国際交流活動の支援に努める。

インターネットの活用等，新しい国際交流活動への取り組みを検討する。

【重点実施事業】

(1) 国際交流の推進

項 目	今 後 の 施 策 の 方 向
障害者の国際交流活動への参加促進	障害者や福祉関係者との友好親善交流を図るため、国際的なスポーツ・文化交流など障害者の国際交流活動への参加促進を図ります。
諸団体の国際交流活動への支援	障害者を含むすべての市民が、国際的な視野を持って障害者を取り巻く諸問題をとらえることができるよう、障害者団体やボランティア等が行う国際交流活動の支援に努めます。
新しい国際交流活動への取り組み	インターネット活用による海外の障害者や障害者団体などとの情報交換等、新しい国際交流活動への取り組みを検討していきます。

第4章 計画の推進体制

1 市民参加による計画の推進

(1) 当事者の意見の反映

この計画の実施にあたっては、障害者の意見やニーズを把握し、具体的な実施事業に反映させるよう、「笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会」をベースに、障害者、障害者関係団体や施設等の意見、要望を聞く機会を定期的に設けます。

(2) 市民の意見の反映

この計画を円滑かつ効果的に実施していくため、計画について広く市民に公表し、市民各層の理解と協力を求めます。また、障害者施策について、市民からの意見を聴取し、実施事業等に反映させます。

2 関係機関等との連携

(1) 庁内各部門との連携

障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療、教育、就労、建設等、多岐にわたっているため、これら関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

(2) 近隣市町との連携

広域的な対応が必要な施策・計画については、「井笠地域障害者自立支援協議会」においてネットワークの構築及び井笠管内市町との連携を図り、その実現に努めます。

(3) 国、県の関係各機関との連携

障害者施策については、就労や精神保健等、国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

3 財源の確保と制度改正

本計画の着実な達成を図るため、本市全体の事業について、合理化や効率性の観点から見直しを行うとともに、事業全体の中での障害者福祉施策の位置づけ、優先順位、財政事情等を考慮しつつ、必要な財源の確保に努めます。

また、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法のサービス利用者負担に係る低所得者軽減策の強化、及び障害者の所得保障の充実や就労支援の強化について、国に対して強く要望していきます。

4 計画の進行管理・見直し

(1) 福祉施策審議会の開催

本計画の進捗状況を把握するために、計画期間中、定期的に「笠岡市福祉施策審議会」を開催し、計画実施状況の調査・点検、評価等を行いながら計画を推進していきます。

(2) 事務局の設置

本計画の推進にあたっては、社会福祉事務所が事務局となり、関連部門、関係各機関との連携を図りながら推進していきます。

(3) 障害者団体懇話会による評価

当事者の意見・要望を実施事業に随時反映させるため、「笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会」をベースにした「障害者団体懇話会(仮称)」を開催し、計画の進捗状況についての報告、意見の聴取等を行います。

(4) 計画の修正・見直し

本計画の期間は6年間ですが、介護保険制度等、関連する国、県の施策や社会・経済情勢の変化などに対応し、必要と判断された場合は、随時計画の見直しを図るものとします。

資料編

第2次笠岡市障害者福祉計画 新規事業年次計画表

事業項目	事業内容	H18	H19	H20	H21 ~23
市職員との交流促進	市の職員のボランティア活動への参加を通じ、障害者等との交流を促進				
ボランティア団体情報ネットワークの構築	情報誌発行やホームページによる会員募集、迅速な情報共有等の情報ネットワークを構築				
障害者相談支援体制の整備 (障害福祉計画掲載分)	発達障害等にも対応できる体制づくりを図り、将来的には窓口の統合による総合相談窓口の整備を検討し、現在の分散型からセンター集中型へ移行				
ケアホーム・グループホーム・福祉ホームの整備 (障害福祉計画掲載分)	ケアホーム並びに知的障害者・精神障害者グループホームの設置を働きかける 公共住宅の活用等による身体障害者福祉ホームの整備				
障害者拠点施設の整備	障害者相談支援体制のセンター集中型と合わせて、三障害に対応した障害者拠点施設（センター）を整備				
障害福祉施設の社会復帰機能の充実	自立生活のための足場となる自立訓練サービスや就労継続支援サービスへの移行を働きかける				
発達障害児(者)支援体制整備事業の実施	乳幼児期から成人まで一貫した、発達障害児(者)の支援体制の整備と支援				
特別支援教育推進体制の整備	身体・知的障害や発達障害に対応した、指導・支援体制の整備、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実				
井笠地域障害者自立支援協議会就労連絡会の設置	井笠地域障害者自立支援協議会就労連絡会を設置し、障害者の雇用促進のためのネットワークづくりを行う				

事業項目	事業内容	H 18	H 19	H 20	H 21 ~ 23
移動支援事業の拡充 (障害福祉計画掲載分)	車両移送型の移動支援事業について、 事業実施を図る				
災害時要援護者台帳の 整備	災害時要援護者台帳を整備し、障害者 等の災害時要援護者の把握に努める				
災害時要援護者避難支 援プラン	災害時要援護者への支援を適切かつ円 滑に実施するため、災害時要援護者避 難支援プランを策定				
住宅入居等支援事業 (障害福祉計画掲載分)	保証人がいない等の理由により賃貸住 宅へ入居が困難な障害者に対し、入居 に必要な調整等に係る支援を行う				
成年後見制度利用支援 事業 (障害福祉計画掲載分)	成年後見制度の申立てに要する経費及 び後見人等の報酬の全部又は一部を助 成				
訪問入浴サービス事業 (障害福祉計画掲載分)	訪問により居宅において入浴サービ スを提供				
身体障害者自立支援事 業 (障害福祉計画掲載分)	福祉ホーム等に居住している重度身体 障害者に対し、ケアグループによる介 助サービス等を提供				
更生訓練費給付事業 (障害福祉計画掲載分)	身体障害者更生援護施設で更生訓練の ための経費を支給				
施設入所者就職支度金 給付事業 (障害福祉計画掲載分)	就労移行支援事業等を利用し、自立す る者に対し就職支度金を支給				

用語解説

ノーマライゼーション

常態化，正常化，標準化。障害者や老人等社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり，そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。方法。

リハビリテーション

人権の視点に立って，障害者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが，個々別々に実施されるのではなく，総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより，障害者のライフステージのすべての段階において，全人間的復権が達成されるという概念。

バリアフリー

本来，住宅建築用語で，障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となる段差等を取り除くという意味であるが，広くは障害者の社会参加を困難にしている社会的，経済的，心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

ケアホーム

介護を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に，入浴，排泄，食事等の介護やその他の日常生活上の世話を提供する施設。

グループホーム

就労又は自立訓練等を受けている知的障害者・精神障害者を対象に，少人数を単位として自宅に近い状態で共同生活を送る中で，食事提供等の日常生活上の世話を提供する施設。

福祉ホーム

就労している障害者で，家庭環境や住宅事情等の理由により，住居を求めている者に利用させて，独立した生活を営む施設。

障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに，障害者が社会，経済，文化，その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため，障害者基本法では，12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としている。

CATV（シーエーティーブイ，Cable Television）

特定の受信者に対して，電波の代わりに有線を利用して番組を提供するテレビ配信システム。このケーブルを使った電話サービスやインターネットサービスも行われている。

発達障害

平成17年4月施行の発達障害者支援法では，自閉症，アスペルガー症候群，その他の広汎性発達障害，学習障害(LD)，注意欠陥/多動性障害(AD/HD)，その他これに類する脳機能の障害であって，その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

高次脳機能障害

交通事故等により頭部に強いショックが加わる脳外傷等により，記憶力，注意力，知能，情報処理能力などの低下が生じる脳機能の障害。

重症心身障害児(者)

重度の知的障害と重度の肢体不自由をあわせ持ち，歩行・手の機能などの自立が困難であり，生命の危険が大きく，自己管理ができない状態であり，医療管理や日常生活介護や保護を常に必要としている人。

ユニバーサルデザイン

年齢，性別，能力，言語など，人々が持つ様々な特性や違いを認め合い，はじめからできるだけすべての人が利用しやすい，すべての人に配慮した，環境，建築，施設，製品等のデザインをしていこうとする考え方。

アジア太平洋障害者の十年

平成4年4月，「国連・障害者の十年(昭和58年～平成4年)」に続く取り組みとして，アジア太平洋地域における障害者への認識を高め，域内障害者施策の質の向上を目指すために，国連の地域委員会の一つである国連アジア太平洋社会経済委員会の第48回総会において，日本，中国ほか33カ国による共同提案である「アジア太平洋障害者の十年(平成5年～平成14)」の決議が採択されました。

笠岡市福祉施策審議会委員名簿

平成19年 3 月末現在

区 分	氏 名	備 考
笠岡医師会	西 井 保 行	会 長
笠岡市歯科医師会	松 本 典 之	
笠岡市民生児童委員協議会	教 海 俊 應	
岡山県井笠保健所	則 安 俊 昭 (宗 田 真理子)	H.18.9.1 ~
笠岡市教育委員会	谷 喜一朗 (江 木 一 正)	H.18.10.1 ~
笠岡市身体障害者福祉協会	守 屋 照 治	
笠岡市すみれ会家族の会	川 崎 栄 子	
笠岡市手をつなぐ親の会	坂 本 洋 子	
笠岡学園	末 富 健 治	
NPO子ども劇場笠岡センター	宇 野 均 恵	副 会 長
社会福祉協議会	藤 井 守	
天神介護老人保健施設	高 田 周 馬	
公 募	菅 木 智 子	
公 募	畝 川 いずみ	
公 募	小 寺 厚 子	

() は前任者

笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会名簿

平成19年3月末現在

区 分	所 属	氏 名
関係団体 (懇話会)	笠岡市身体障害者福祉協会	守 屋 照 治
	笠岡市手をつなぐ親の会	坂 本 洋 子
	肢体不自由児父母の会	森 谷 恒 義
	岡山県聴覚障害者福祉協会西備笠岡支部	三 宅 徳 幸
	岡山県視覚障害者協会笠岡支部	玄 場 義 明
	笠岡第一病院腎友会	藤 井 鷄 生
	笠岡市すみれ会家族の会	川 崎 栄 子
	井笠地域重度障害児親の会「すてっぷ」	畝 川 いずみ
	笠岡生活と健康を守る会	高 芝 トシ子
関係施設	ときわ学園	杉 本 征 郎
	笠岡学園更生部	末 富 健 治
	こうのしま荘	伊 藤 信 孝
	手むすびルーム	南 野 雅 子
アドバイザー	笠岡手引きの会	藤 原 功 能
	西備地域生活支援センター	中 野 年 朗
	笠岡市社会福祉協議会	安 藤 和 哉
	笠岡病院	西 原 友 美

第 2 次 笠 岡 市 障 害 者 福 祉 計 画 策 定 の 経 過

年 月 日	内 容
16.11.15	笠岡市障害者福祉計画策定に係る意見を聞く会を設置 関係団体(懇話会)・関係施設・アドバイザー
17.1.31	意見を聞く会(関係団体)第2回会議 策定趣旨, 現計画の実施状況, アンケート調査票協議
17.3.1	笠岡市障害者福祉計画庁内策定委員会設置
17.3.7	意見を聞く会(関係団体)第3回会議(アンケート調査票協議)
17.3.14	庁内策定委員会第1回会議(計画の策定趣旨・アンケート調査票協議)
17.3.24	笠岡市福祉施策審議会(計画の策定趣旨・アンケート調査票協議)
17.4.28	アンケート調査票発送ならび聞き取り調査開始
17.8月~	アンケート調査の分析・集計(直営)
17.10.31	障害者自立支援法が成立 「障害福祉計画」の策定が義務付けられる
18.3.14	笠岡市福祉施策審議会 策定作業期間の延長報告, アンケート結果の報告
18.6.29	障害福祉サービス利用者ニーズ調査を岡山県へ提出 「障害福祉計画」目標数値の速報値を岡山県へ報告
18.8.16	「障害福祉計画」の目標数値を岡山県へ中間報告
18.11.27	「障害福祉計画」の目標数値を岡山県へ最終報告
18.12.26	「障害福祉計画」の素案を岡山県へ提出
18.12.27	意見を聞く会(関係団体・関係施設)第4回会議 「障害福祉計画」の説明, アンケート結果の報告
19.2.6	意見を聞く会(関係団体・関係施設)第5回会議 「笠岡市障害福祉計画(第1期)」の修正案について協議 「第2次笠岡市障害者福祉計画」の基本事項協議
19.6.28	意見を聞く会(全委員)第6回会議 「笠岡市障害福祉計画(第1期)」の確認 「第2次笠岡市障害者福祉計画」の修正案について協議
19.8.10	意見を聞く会(全委員)第7回会議 「第2次笠岡市障害者福祉計画」の修正案について協議
19.8.22	笠岡市福祉施策審議会 「笠岡市障害福祉計画(第1期)」 「第2次笠岡市障害者福祉計画」を諮る

第 2 次笠岡市障害者福祉計画

発行：笠岡市市民部健康福祉課

〒714-8601 笠岡市中央町 1 番地の 1

TEL：0865-69-2133

FAX：0865-69-2182

E-mail：kenkoufukushi@city.kasaoka.okayama.jp

URL：<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/>